

第 3 編 風水害等編

第1章 災害予防計画（風水害等編）

第1節 治水計画

部署・関係機関	上下水道局、総務部、関係機関
---------	----------------

本市の河川は大きく3つの流域に大別でき、二級指定河川である東シナ海に流れる比謝川水系の比謝川及び与那原川と、金武湾に流れる天願川水系の川崎川、そして渡口川など中城湾に注ぐ流域となっている。

市内の主な河川

河川の種 類	水系名	河川名	指定区間	指定延長	流域面積
二級河川	比謝川	比謝川	左岸 沖縄市字胡屋5丁目355番3から海に至る	15,932m	49.66k m ²
			右岸 //		
	比謝川	与那原川	左岸 うるま市石川山城1563-45番地先から比謝川合流点まで	6,450m	8.79k m ²
			右岸 沖縄市字倉敷304-6番地先から比謝川合流点まで		
	天願川	川崎川	左岸 沖縄市字池原2879番地先から天願川合流点まで	3,800m	12.26k m ²
			右岸 沖縄市登川1558番地先から天願川合流点まで		

●資料編 資料4-1 二級指定河川

1 河川のはん濫（浸水想定）

市内の重要河川である比謝川における近年の出水と被害状況は以下のとおりである。平成13年9月の台風16号と平成19年7月の台風4号の時には、日雨量が200ミリメートルを超える雨量を記録しているが、近年の河川整備等により、平成19年7月の台風4号時の浸水被害は軽減している。

また、県による当該河川がはん濫した場合の浸水深をシミュレーションで予測しており、浸水想定は以下のとおりとなっている。

比謝川的主要な浸水被害

災害発生年月日	災害原因			被害状況		
	(台風名等)	日雨量 (mm/日)	時間雨量 (mm/時)	床下浸水 (棟)	床上浸水 (棟)	計 (棟)
平成13年 9月8日～14日	台風16号	286	101	64	374	438
平成14年 6月15日	豪雨	180	60	42	51	93
平成17年 6月15日	豪雨	180	59	25	18	43
平成19年 7月13日	台風4号	211	56	1	1	2

洪水浸水想定区域

（平成30年12月現在）

対象水系・河川名	指定区分	比謝川流域全体の 日総雨量	想定される状況
比謝川水系 比謝川・与那原川	想定最大規模	1, 0 1 2 mm	最大浸水深 5～10m未満
	浸水継続時間		最大浸水継続時間 24～72時間未満
	家屋倒壊等氾濫想定区域 （河岸侵食）		河岸の地盤が削られ家屋が倒壊・流出する可能性がある
	家屋倒壊等氾濫想定区域 （氾濫流）		堤防決壊により木造家屋が倒壊・流出する可能性がある
	計画規模	3 8 5 mm	浸水深 5m 未満

●資料編 資料4-4 比謝川水系 比謝川浸水想定区域図（想定最大規模）

資料4-5 比謝川水系 比謝川浸水想定区域図（浸水継続時間）

資料4-6 比謝川水系 比謝川浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流））

資料4-7 比謝川水系 比謝川浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食））

資料4-8 比謝川水系 比謝川浸水想定区域図（計画規模）

2 水害・土砂災害対策等の課題

比謝川は、近年、狭窄箇所における浸水被害が多発している。県土そのものが狭い上に、平地部では駐留米軍用地が占有していることから、地形条件の悪い丘陵地や急傾斜地の近傍まで住宅や要配慮者利用施設等の各種施設の立地が進行しており、土砂災害の発生するおそれも年々増加している。

また、自然災害が毎年のように発生する傾向にあることから、自主避難や避難勧告発令等に役立つ情報の提供など人命を保護するためのソフト施策を推進する必要がある。洪水ハザードマップの周知を図り、地域住民に浸水想定区域、避難所等の情報提供を行うとともに、土砂災害のおそれのある地域については「土砂災害警戒区域等」の指定促進と危険箇所の周知を図る必要がある。

3 河川改修等の推進（下水道課）

市は、県への河川改修の要望や建築物の新築、改築等に際し、地盤面のかさ上げを推進する等、長期的視点からその解消策を検討するとともに道路暗渠等については都市化による河川への雨水の集中的流入を考慮し、河川の流量能力を著しく損なうことがないように対処する。

また、調整池整備による流出抑制のほか、公園や学校、市役所、体育館等の公共・公益施設用地において、必要に応じて貯留施設や浸透性舗装等の浸透施設の設置検討を進めていく。また、民間による雨水貯留施設設置促進のため、市では「雨水貯留浸透施設設置補助交付金」制度を創設し、住民の理解と協力を得ながら各戸や商業施設における貯留施設や雨水樹等の浸透施設の設置を推進する。

4 水防法に基づく洪水対策（下水道課、防災課）

市は、地域における水害に対する防止力の向上や円滑かつ迅速な避難を確保し、被害の軽減を図るため、水防法に基づき避難体制の整備など必要な措置を講ずる。

(1) 市の役割

ア 市は、浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において少なくとも当該浸水想定区域ごとに避難判断水位到達情報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。また、浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設について、市は地域防災計画に当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する避難判断水位到達情報等の伝達方法を定めるものとする。

●資料編 資料4-15 要配慮者利用施設一覧

イ 市は、地域防災計画において定められた避難判断水位到達情報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じるものとする。

ウ 市は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これらを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

(2) 主な対策

ア 浸水ハザードマップ等の作成・周知

市は、浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。

イ 避難体制の整備

市は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等の伝達において、市及び消防本部・消防団の広報車、市防災行政無線、電話、インターネット等多様な情報伝達手段を活用するとともに、報道機関による情報提供をし、当該区域住民の安全確保を図る。

また、区域内の高齢者等、要配慮者が利用する福祉施設等に対しても、同様の手段により避難情報の伝達・周知を行い、迅速かつ安全に避難できるよう徹底を図る。

(3) 沖縄県管理河川の大規模氾濫に関する減災対策協議会

県は、水防法に基づき想定最大規模の降雨により河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資するハード対策及びソフト対策の取り組みを、関係する機関が連携し、総合的かつ一体的に推進

することを目的として協議会を設立した。それに伴い、県及び市町村等は、減災のための5年間（令和3年度まで）で達成すべき目標として、大規模水害に対し「迅速で確実な避難」と「災害に強く、防災意識の高い地域づくり」を目指し、減災対策について取り組む。

また、目標達成に向け、河川管理者が実施する河道整備等のハード対策に加え、ソフト対策として、以下のことを推進する。

ア 住民が自ら避難行動を起こすための水防意識醸成のための取組

イ 急激な水位上昇に対する迅速な避難行動のための正確で分かりやすい情報提供に関する取組

ウ 大規模水害に対し、災害に強い地域づくりに寄与する着実なハード整備と水防活動に関する取組

第2節 土砂災害予防計画

部署・関係機関	建設部、総務部
---------	---------

本市には、土砂災害が予想される危険箇所等が多数あり、その対策として土砂災害対策を推進する。本市における急傾斜地崩壊危険区域及び急傾斜地崩壊危険箇所については、急傾斜地崩壊危険区域9区域、急傾斜地崩壊危険箇所36箇所となっている。

また、地すべり防止区域及び地すべり危険箇所については、地すべり防止区域2区域、地すべり危険箇所10箇所となっている。

- 資料編 資料4-10 急傾斜地崩壊危険箇所 資料4-11 急傾斜地崩壊危険区域指定一覧表
資料4-12 地すべりによる危険が予想される箇所 資料4-13 地すべり防止区域指定一覧表

土砂災害（危険箇所・区域）

平成31年4月1日現在

地すべり危険箇所		地すべり防止区域		急傾斜地崩壊危険箇所		急傾斜地崩壊危険区域		土砂災害警戒区域	
10		2		36（1）		9		47（1）	
				池原	5			池原	5
				知花	1			知花	1
				越来	1			越来	1
				八重島	2			八重島	2
嘉間良	1			嘉間良	6	嘉間良	1	嘉間良	7
				室川	2			室川	2
				大里	3	大里	2	大里	3
高原	2			高原	2	高原	1	高原	4
比屋根	2			比屋根	4	比屋根	3	比屋根	7
与儀	1	与儀	1	与儀	3	与儀	1	与儀	4
				園田	2			園田	2
				山里	1			山里	1
				南桃原	2			南桃原	2
				久保田	2	久保田	1	久保田	2
仲宗根	1	仲宗根	1					仲宗根	1
胡屋	1							胡屋	1
古謝	1							古謝	1
桃原	1							桃原	1
				吉原	（1）			吉原	（1）

※（ ）は一部市外

1 土砂災害の項目

(1) 地すべり危険箇所

地すべりを起こしている、あるいは起こすおそれのある区域で、人家、河川、道路、官公署等に大きな損害を与えるおそれのある箇所を「地すべり危険箇所」としている。なお、市内には10箇所ある。

(2) 地すべり防止区域

地すべり防止法第3条に指定された区域で、地すべりのおそれが極めて大きい区域をいう。本市では、2箇所が指定を受けている。

(3) 急傾斜地崩壊危険箇所

傾斜度 30 度以上、高さ 5 m以上の急傾斜地で、その斜面が崩れた場合に被害がでると予想される区域内に、人家が 1 戸以上ある箇所及び人家はないが今後新規の住宅立地等（人家がなくても官公署、学校、病院、駅、旅館等のある場合を含む）ある箇所及び人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所を「急傾斜地崩壊危険箇所」としている。なお、市内には 36 箇所ある。

急傾斜地崩壊危険箇所は次の 3 項目に分かれる。

ア 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ（市内 34 箇所が指定）

被害想定区域内に人家 5 戸以上等（5 戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者関連施設のある場合を含む）ある箇所。

イ 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ（市内 3 箇所が指定）

被害想定区域内に人家が 1 ～ 4 戸ある箇所。

ウ 急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲ（市内指定なし）

被害想定区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等、一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所。

(4) 急傾斜地崩壊危険区域（市内 9 区域が指定）

「急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律」第3条により指定された区域で極めて危険が大きい区域として指定。

(5) 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」に基づいて指定された土地の区域をいう。また、その警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域を土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）という。

急傾斜地の①崩壊傾斜度が 30 度以上で高さが 5 m以上の区域、②急傾斜地の上端から水平距離が 10m以内の区域、③急傾斜地の下端から急傾斜地高さの 2 倍（50mを超える場合は 50m）以内の区域。

●土砂災害防止法第6条

2 地すべり、がけ崩れ災害防止対策（道路課）

地すべり、がけ崩れの危険が予想される箇所を毎年調査把握するとともに大雨注意報・警報等の発表時または台風時には巡回して監視する。

3 土砂災害警戒区域等の指定（道路課、建築指導課、防災課、都市整備室）

(1) 土砂災害警戒区域

市は、県が土砂災害のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域」として指定するにあたり、県に対して必要な情報提供を行う。

本市では、47 箇所が土砂災害警戒区域として指定されている。（平成 31 年 4 月 1 日現在）

(2) 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民に著しい危害が生じるおそれがある区域について、県は「土砂災害特別警戒区域」として指定する。本市では、未指定であるが、次のような措置を実施するにあたり、市は県に対して必要な情報提供を行う。

- ア 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- イ 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- ウ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- エ 勧告による移転者への融資、資金の確保 等

●土砂災害防止法第8条

(3) 土砂災害警戒区域等における対策

ア 土砂災害警戒区域等の警戒避難体制の整備

市は、必要と認める地区住民に対し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告等の防災対策が適時適切に行えるようにするとともに、安全な避難所を明示する。

土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項、避難施設その他の避難場所及び避難経路その他の避難経路に関する事項、災害対策基本法 48 条第 1 項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項、警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地、救助に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項について、市地域防災計画に定め、住民に周知するよう努めるものとする。

また、地すべり防止区域、地すべり危険箇所内の要配慮者利用施設についても、土砂災害警戒区域と同様に把握に努めるとともに、伝達体制等を整備する。

●資料編 資料 4-15 要配慮者利用施設一覧

イ 土砂災害ハザードマップの作成

市は、土砂災害ハザードマップを作成し、住民へ配布することにより、住民への周知徹底を図る。なお、土砂災害ハザードマップには、土砂災害に関する情報及び避難情報等の伝達方法、避難所・避難経路、要配慮者利用施設、防災関係機関及び緊急連絡先等を記載する。

ウ 住民への情報伝達方法

土砂災害に関する情報や避難情報は、市防災行政無線、広報車、電話、FAX、テレビ、ラジオ等により、関係住民に対し確実に伝達する。

第3節 高潮等災害予防計画

部署・関係機関	上下水道局、総務部、消防本部
---------	----------------

本市における海岸は、海邦町より与儀にいたる約8kmに及び、その中に泡瀬漁港や県の総合運動公園施設がある。また中城港湾の開発により、海岸地域における人口の増加もあり、高潮被害を軽減するためにも、護岸の整備や海岸保全事業の促進を図るものとする。

1 高潮警戒区域

県は、平成18年度及び平成19年度において、本島に襲来する台風の特徴をもとに、大きな被害をもたらすおそれがある台風の経路及び中心気圧（最低中心気圧 870 hPa）を想定して、沖縄県高潮被害想定調査を行った。

調査の結果、本市東部地域は、高潮による浸水が予測されており、高潮浸水予測図を高潮警戒区域として位置付けるものとする。

●資料編 資料5-1 沖縄市高潮浸水予測図

2 予防対策（下水道課、防災課、通信指令課、消防署）

- (1) 高潮警報等を迅速に住民に伝達するため、市防災行政無線を活用するとともに、水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図るものとする。
- (2) 市民に対し高波、高潮による浸水予測の周知に努める。

3 整備計画の推進

- (1) 海岸保全区域の指定を促進する。
- (2) 消波構造等により既存保全施設の機能の強化を図る。
- (3) 防護を必要とする区域の保全施設の新設及び改築を促進する。

4 警戒避難体制の整備

市は、沖縄県高潮被害想定調査結果（平成18年度～平成19年度）及び津波・高潮ハザードマップ作成マニュアル（内閣府ほか、平成16年）等を活用して、高潮避難計画を検討し、高潮ハザードマップの作成・普及を実施する。

第4節 建築物等災害予防計画

部署・関係機関	建設部、関係部署
---------	----------

市内の建築物等における災害予防を図るため、各種対策事項を実施するものとする。

1 市街地再開発対策（都市整備室、区画整理課）

市は、都市における災害の防止を図るとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地の再開発を実施する。

2 建築物の適切な維持保全と耐風対策の促進（建築指導課）

市は、建築物の防火及び避難等の機能確保のため、適切な維持保全の周知に努めるとともに、建築物の耐風及び耐火対策を促進するものとする。

3 公共建築物の耐風及び耐火対策（各関係課）

市は、公共建築物のうち老朽化施設については、建替え又は補強等によって、耐風、耐水、耐浪及び耐火対策を進めるものとする。

特に、体育館や公民館等、災害時の避難所となる公共施設については、開口部への雨戸設置、屋根の飛散防止等、耐風対策などを優先的に行うものとする。

4 公共建築物の定期点検及び定期検査（各関係課）

市は、公共建築物については、定期的に点検及び検査を実施し、防火・避難等の機能を確保するものとする。

5 公共建築物の設計不燃堅牢化指導（各関係課）

市は、今後建築される公共建築物については、設計段階で不燃堅牢な施設とする。

6 空家等の緊急安全措置（市営住宅課）

市内の空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等については、沖縄市空家等対策推進計画に基づき対策を実施し、必要な場合は緊急安全措置を行うものとする。

第5節 火災予防計画

部署・関係機関	消防本部
---------	------

本市の火災予防として、消防機関及び各機関、団体等との総合的な対策体制整備を図るものとする。

1 火災予防

(1) 消防力・消防体制等の拡充強化

ア 消防教育訓練の充実強化

教育訓練計画に基づき消防職員、消防団員及び消防関係者の資質向上を図る。

イ 消防制度等の確立

消防計画、消防相互応援協定等の効率的運用を推進する。

ウ 消防体制の充実

消防広域化の促進及び消防団の体制強化を図る。

エ 消防施設・設備の整備促進

消防水利及び消防車両等の整備促進を図る。

2 火災予防査察、防火診断

火災の発生拡大を防止し確実な住民避難の実施を図るため、対象物の用途使用頻度等を考慮し、予防査察を関係施設に対し適時実施するものとする。

また、火災の多発期を控えた春、秋の火災予防運動週間を通じ、火を取り扱う施設及び器具を重点的に防火診断する。

(1) 特定防火対象物等

市等は特定防火対象物の用途等に応じて立入検査を計画的に行い、特定防火対象物の状態を常に把握しておくとともに、消防用設備等の設置や管理面の不備が認められる施設の管理者に対して、設備改善の指導を徹底する。

消防機関は、防火対象物定期点検報告制度により、点検報告義務のある一定の防火対象物について、防火管理の徹底及び避難・安全基準の強化等を図る。その他の防火対象物についても、自主点検による報告制度を推進し、管理権限者の自主的な防火安全対策の向上を図る。

(2) 一般住宅

市及び消防機関は、住宅用火災警報器等の普及促進、高齢者世帯の住宅防火診断、火気の取扱い指導及び住宅防火啓発活動等を推進する。

3 火災発生の未然防止

(1) 市長は、消防法第22条に基づき、沖縄気象台長が発表し、知事（防災危機管理課）が通報する火災気象通報（風水害等編 第2章「第2節1(3) 消防法に定める火災警報等」参照）を受けたとき、または気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

(2) 市長が前項の警報を発したときは、当該警報が解除されるまでの間、本市の区域内にある者は、市

条例で定める火の使用制限に従わなければならない。

4 消防施設の整備拡充

市は、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール及びため池等の指定消防水利としての活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

第6節 林野火災予防計画

部署・関係機関	消防本部、総務部、経済文化部
---------	----------------

林野火災を予防、警戒及び鎮圧して火災による災害の拡大防止を図るため次の対策を進める。

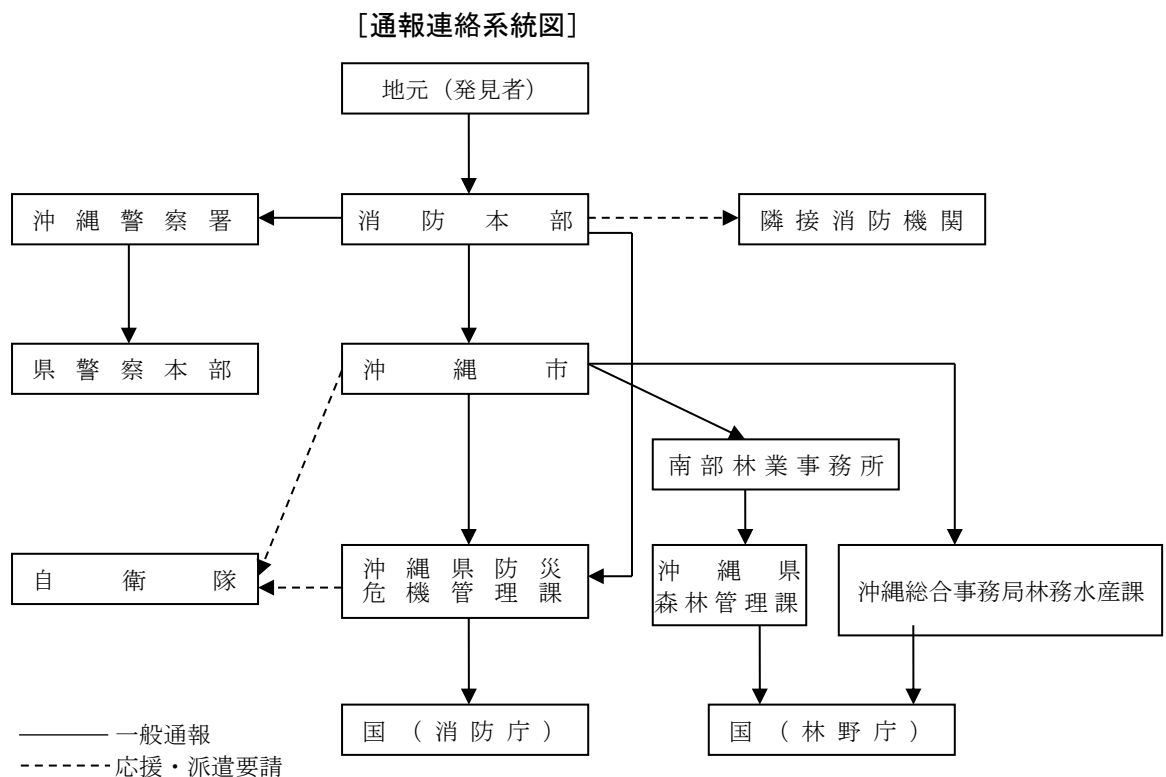
1 林野火災対策の推進（予防課、防災課）

(1) 林野火災対策推進協議会との連絡調整

市及び消防本部は、県及び林野行政機関、自衛隊、警察、その他の関係機関で構成される林野火災対策推進協議会を設置して、総合的な林野火災対策の連絡調整を図るとともに、林野火災総合訓練等の推進体制を確立する。

(2) 通報連絡系統

林野火災が発生し、拡大するおそれがある場合における関係機関の通報連絡系統は次による。なお、通報連絡は、できる限り火災発生の日時、場所、火災現場の状況、被害の程度、とりつつある措置等を明らかにして行う。



(3) 現地対策本部

市及び消防本部は、延焼範囲が拡大し、広域にわたる消防活動を行う場合の消防機関相互の指揮系統及び情報連絡体制を確立するとともに、市の災害現地において、必要と認める場合は現地対策本部を設置する。

2 出火防止対策（予防課、農林水産課）

市及び消防本部は、以下の出火防止対策を進める。

(1) 標識

火災防止の標柱、標板等の設置に努める。

(2) 火入れの指導

農作業における焼払い等に起因する火災に対し、適正な火入れの指導、特に強風、乾燥等における火気の取扱いについての指導を強化する。

(3) 森林法等に基づく規制措置

森林またはこれに接している土地における火入れについて、森林法等に基づく規制措置の適正な実施を図るための指導を強化する。

(4) 火入れ中止等の指導

火入れに際しての消火設備、監視員の配置、防火線の設定等についての指導をはじめ、火災予防上危険な気象状況のときの火入れ中止の指導等を徹底する。

3 林野火災対策用資機材の整備と操法訓練（警防課）

(1) ヘリコプター補給基地の整備

市及び消防本部は、林野火災対策用資機材の整備に努めるとともに、ヘリコプターによる空中消火等のための補給基地の整備を推進する。

(2) 空中消火資機材の操法訓練への参加

市及び消防本部は、関係機関共同で実施する林野火災用空中消火資機材の操法訓練等に参加する。

第7節 危険物等災害予防計画

部署・関係機関	消防本部
---------	------

第1款 危険物災害予防計画

市は、危険物施設等（製造所）の大規模の災害が発生する事を想定し、事前における予防等の措置、及び災害発生に対しては、県防災危機管理課、隣接市町村消防本部等及び関係機関と連絡を密にして、危険物等の災害による被害を軽減し、住民の安全を図るものとする。

危険物施設等の規則及び保安措置に関する指示等については、危険物の規則に関する政令等適応する法令に基づき行うものとする。

危険物の大量貯蔵施設及び高圧ガス施設の一覧表は資料編によるものとする。

●資料編 資料 9-1 危険物製造所等の許可施設数 資料 9-2 危険物製造所等の承認届出状況

1 危険物製造所等に対する指導

消防本部は、消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物製造所等」という。）に対し、立入検査、保安検査等を実施し、法令基準の維持適合について、その確認を行うとともに、その都度災害予防上必要な指導を行う。

2 危険物運搬車両に対する指導

消防本部は、消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び運搬容器積載車両の管理者及び運転者に対し、移送及び運搬並びに取扱い基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行わせるとともに、必要に応じ警察官と協力して路上取締りを実施し、運転者への直接指導を行う。

3 保安教育の実施

危険物製造所等の管理者、監督者は、取扱者に対し、保安教育を実施するとともに、消防本部は管理者が行う保安教育訓練について、必要な助言指導を行う。

4 危険物製造所等の予防対策

危険物製造所等の管理者は、防災体制の構築及び危険物施設の管理、点検等について、次の対策を講じ災害の予防に万全を期する。

(1) 火災、爆発等の防止対策

取り扱う危険物の性状、数量等を十分把握し、火災爆発防止のための必要な措置を講ずる。

(2) 危険物施設の管理、点検

危険物製造所等の危険物施設の維持管理が適正に行えるよう、管理・点検・巡視基準を定め、必要に応じ修正を行う等危険物施設の維持管理の徹底を図る。

(3) 保安設備の維持

危険物の火災、爆発、流出等に係る保安または防災の設備について、定期的に点検確認を行う等、常にその機能が維持されるよう必要な指導を講ずる。

(4) 保安体制の整備、確立

危険物製造所等の管理者は、緊急時における保安体制の整備と市、消防本部等に対する通報体制を確立する。また、移動タンク貯蔵所の管理者は、移送時における事故に対処するため、応援要員の確保及び派遣方法を定め、あらかじめ移送経路における消防関係機関への通報先を定めておく。

(5) 従事者に対する教育訓練

危険物製造所等の管理者または監督者は、定期的あるいは必要に応じて教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

5 化学車及び消防機材の整備

消防本部は、化学車及び消防機材の配置整備を図り、また事業所における化学消火剤の備蓄を行わせるものとする。

第2款 毒物劇物災害予防計画

市、消防本部及び関係機関は、運搬する上で規則を受ける毒物劇物に関して、毒物劇物製造業者、毒物・劇物流通業者、法的に届出が必要な業務上取扱者、それ以外の業務上取扱者、タンク等の貯蔵設備を有する施設を把握しておく。

1 方針（予防課）

災害時に毒物劇物が流出または散逸する等不測の事態に備えて次の事項の徹底を図る。

- (1) 毒物及び劇物の取扱状況等の把握
- (2) 毒物及び劇物危害防止規定の策定
- (3) 定期点検及び補修の実施
- (4) 安全教育及び訓練の実施
- (5) 事故対策組織の確立

2 対策（予防課）

市は、災害時における毒物劇物による危害を防止するため、県の実施する毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者（以下「毒物劇物営業者等」という。）への指導に協力する。

第8節 上・下水道施設災害予防計画

部署・関係機関	上下水道局
---------	-------

上・下水道施設については、老朽施設・排水管・管路施設等の点検・補修、配水池・ポンプ場等の浸水防止対策、耐浪化、耐風化及び停電対策を図るとともに、被災時の復旧用資機材や被災者への応急給水施設等の整備を図る。

第1款 上水道施設災害予防計画

1 施設の防災性の強化（工務課）

水道事業者における水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、日本水道協会発刊の「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針・解説」等により設計するほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害のリスク等を考慮して、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図る。

施設の維持管理に際しては、「水道事業等における地震対策について（通知）」（環水第3号、S55.1）及び「水道の地震対策の強化について（通知）」（衛水第188号、H7.8）等により、適切な保守点検による耐震性の確保に努める。

また、水供給機能が麻痺したときの社会的影響の大きさにかんがみ、「水道の耐震化計画等策定指針」（平成20年3月）を参考に、供給システム自体の耐震性の強化を推進する。

2 応援体制の整備（水道総務課）

災害時における円滑な応急給水を実施するため、総務対策部防災班と調整を図りつつ、「沖縄県水道災害相互応援協定」（平成15年3月27日）、「沖縄市水道災害等における応援活動の協力に関する協定」（平成17年7月17日）に基づき、県内水道事業者及び沖縄市管工事協同組合へ応援要請を行う。

●資料編 資料2-7 沖縄県水道災害相互応援協定（県内市町村等47機関）

資料2-8 沖縄市水道災害等における応援活動の協力に関する協定（沖縄市管工事協同組合）

第2款 下水道施設災害予防計画

1 施設の強化及びバックアップ施設の整備（下水道課）

下水道施設の施工にあたっては、洪水・高潮等の浸水や土砂災害等のリスクを考慮するとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化、拠点の分散及び代替施設の確保など、災害に強い下水道の整備を図る。

これらの整備においては、下水道危機管理マニュアル作成の手引き（日本下水道協会）に基づく。

2 応援体制の整備（下水道課）

市は、あらかじめ事業者間で応援体制の整備に努めるよう指導するものとする。

第9節 ガス・電力施設災害予防計画

部署・関係機関	消防本部	沖縄電力(株) うるま支店、高圧ガス事業所
---------	------	-----------------------

ガス施設、電力施設の災害発生を未然に防止するための対策は次によるものとする。

第1款 ガス施設災害予防計画

1 高圧ガス災害予防対策（予防課）

本市には、高圧ガス施設が9箇所ある。（一般・冷凍ガス：3事業所、液化石油ガス〔貯槽設置〕：6事業所）

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するために、国、県、市、公安委員会、（一社）沖縄県高圧ガス保安協会等は連絡を密にし、保安体制を強化する。また「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に規定する基準の適正維持を講じ、保安管理の徹底を図るとともに、高圧ガス販売所、消費先の保安対策及び路上における高圧ガス運搬車両の指導取締を実施する。さらに各顧客への供給業者は、高圧ガス保安推進月間及び高圧ガス保安活動促進週間を通じ、高圧ガスの総合的安全対策を推進する。

対策別	実施内容
高圧ガス製造所、貯蔵所及び販売所の保安対策	高圧ガス製造所等の所有者、管理者又は占有者に対し、法令の規定する基準に適合するよう当該施設を維持させ、保安の監督指導を行う。 高圧ガス製造所等については、必要に応じ立入検査を実施し、保安体制の強化を図る。
高圧ガス消費者における保安対策	（一社）沖縄県高圧ガス保安協会は消費者への保安啓発指導を実施し、消費者の保安意識の向上を図る。
路上における指導取締の実施	高圧ガス運搬車両の事故を防止するため、県が行う路上における指導取締の応援体制を整えるとともに、必要に応じた実施を検討する。

第2款 電力施設災害予防計画

1 沖縄電力(株)における電力施設災害予防事業の実施

沖縄電力(株)は、地震・津波編 第1章「第2節 第1款の13 電力施設災害予防対策」に定める地震・津波対策のほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮して、電力施設の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模な風水害等時にも電力の安定供給を図る施設や体制等の整備を計画的に進める。

また、風水害の被害想定及び防災訓練の結果等を踏まえて、防災業務計画を定期的に検証し、見直しを実施する。

2 市の対策

市は、地震・津波編 第1章「第2節 第1款の13 電力施設災害予防対策」に定める対策のほか、暴風等に伴う停電対策を行い、風水害等時にも安定した電力を確保する。

第10節 災害通信施設等整備計画

部署・関係機関	総務部、企画部、消防本部	電気通信事業者
---------	--------------	---------

市、医療機関、通信事業者は、災害時の通信の確保を図るため、通信施設及び情報管理施設に次の予防措置を講ずる等、万全の措置を期するものとする。

第1款 通信施設等災害予防計画

1 予防計画

市は、地震・津波編 第1章「第2節 第1款の14 通信施設災害予防計画」に定める地震・津波対策のほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害等の危険性や暴風等を考慮した防災行政無線等の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模な風水害等時にも重要通信を確保する施設や体制等の整備を計画的に進める。

2 ICT-BCPの見直し（情報推進課）

市は、「地方公共団体におけるICT部門の業務継続計画（BCP）策定に関するガイドライン」に基づき作成されたICT-BCPを必要に応じて見直しを行い、災害時における本市の情報管理を図るものとする。

3 救助・救急、医療及び消火活動に関する通信手段の確保等の計画（通信指令課）

(1) 通信手段の確保

市及び医療機関等は、発災時における救助・救急、医療及び消火に係る情報の収集・連絡分析等の重要性にかんがみ、通信手段の確保等を図るものとする。

(2) 広域災害・救急医療情報システムの整備

市及び医療機関は災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努めるものとする。

4 通信事業者における予防計画

各通信事業者は、地震・津波編 第1章「第2節 第1款の14 通信施設災害予防計画」に定める地震・津波対策のほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮して、通信施設の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の確保等を図り、大規模な風水害等時にも重要通信を確保する施設や体制等の整備を計画的に進める。

また、風水害等の想定、防災訓練の結果等を踏まえて、防災業務計画を定期的に検証し、見直しを実施する。

第2款 放送施設災害予防計画

各放送機関等は、地震・津波編 第1章「第2節 第1款の15 放送施設災害予防計画」に定める地震・津波対策のほか、風水害を想定した通信設備、放送施設の予防措置を実施する。

第3款 通信設備の優先利用等

市または防災機関は、地震・津波編 第1章「第2節 第1款の16 通信設備・放送設備の優先利用等の事前措置」に定める地震・津波対策のほか、風水害を想定した通信設備及び放送設備の優先利用手続き等を整備しておく。

第11節 不発弾等災害予防計画

部署・関係機関	総務部、消防本部 沖縄警察署、中城海上保安部、陸上自衛隊第15旅団、海上自衛隊沖縄基地隊
---------	---

不発弾の爆発等による災害の発生及び拡大を防止するため、不発弾等処理体制に万全を期し、関係機関の協力・連携による不発弾等の処理の円滑化を図るとともに、不発弾等の関係事業者及び市民一般に対し不発弾等に関する知識の普及徹底を図る。この計画は、不発弾処理業務を安全かつ円滑に遂行し、もって市民の身体、生命及び財産を保護することを目的とする。

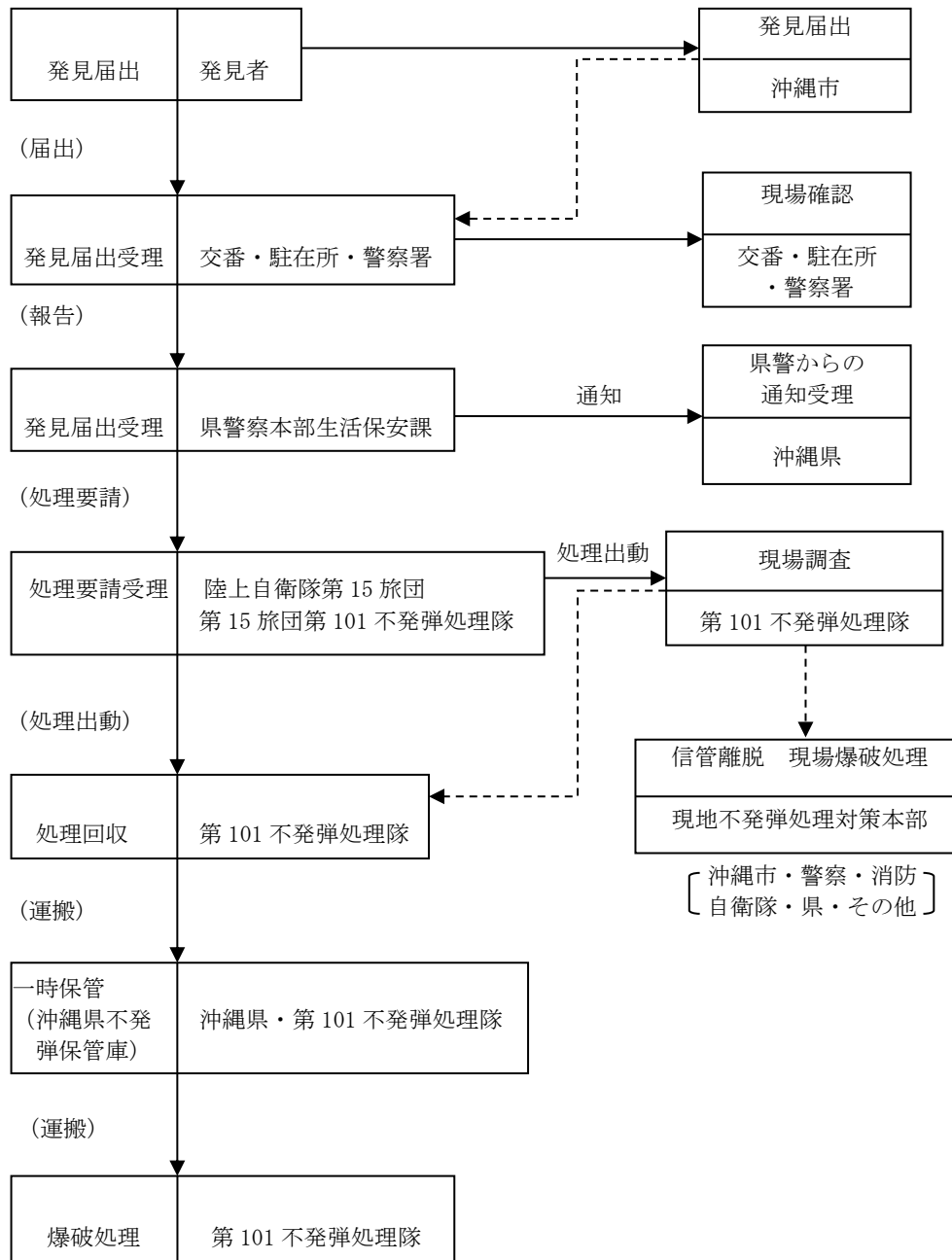
1 不発弾の処理体制（防災課、警防課）

(1) 陸上で発見される不発弾の処理

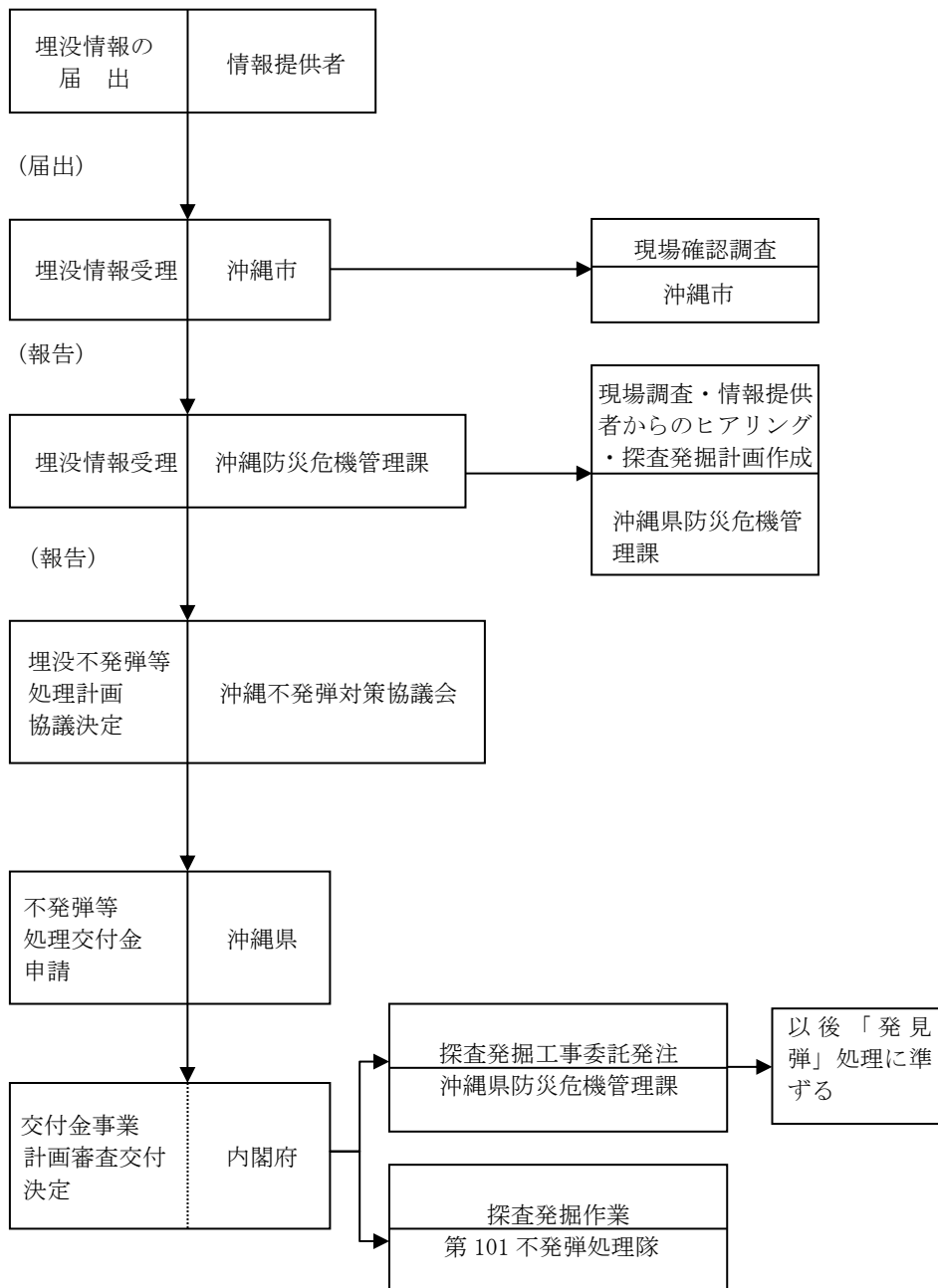
陸上で発見される不発弾の処理の流れは、次ページの図のとおり。

- ア 発見者は、最寄りの交番または沖縄警察署に通報し、沖縄警察署を通じて県警察本部に発見届出をする。
- イ 県警察本部長は、発見届出の都度、陸上自衛隊第15旅団長（第101不発弾処理隊）に処理要請を行う。
- ウ 第101不発弾処理隊は、必要に応じ現場調査を行い弾種及び発見場所の状況等を勘案して撤去計画を立てる。
- エ 小型砲弾等比較的危険度が少なく移動可能な弾種は、第101不発弾処理隊により回収し、一時保管庫へ搬入する。
- オ 爆弾等危険度が高いものは、発見現場で信管離脱後、一時保管庫へ搬入する。
- カ 信管離脱作業は、非常に危険を伴うので、次の対策を講じた上で実施する。
 - (ア) 市は、関係機関と撤去日時、交通規制、避難計画等について協議するための処理対策会議を開催し、処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。なお、関係機関は、責任分担覚書き等を交換し、任務責任等を明確にする。
 - (イ) 避難範囲を定め、その区域への交通を規制し、地域住民を避難させる。
 - (ウ) 市長等を本部長とする現地対策本部を設置する。

[不発弾処理の流れ（陸上部分：①発見弾）]



[不発弾処理の流れ（陸上部分：②埋没弾）]



(2) 海中で発見される不発弾等の処理

- ア 発見者は、中城海上保安部へ通報し、中城海上保安部は、第十一管区海上保安本部、発見場所の市及び港湾管理事務所へ報告・通報する。
- イ 海岸線等で発見された場合、中城海上保安部は、発見場所の市および所轄警察署と要請先を調整・確認するものとする。（陸上自衛隊への処理要請の場合は、（1）陸上で発見される不発弾等の処理による。）
- ウ 前ア・イ項の後、第十一管区海上保安本部又は中城海上保安部は、海上自衛隊沖縄基地隊へ処理（調査を含む）通報・要請を行う。
- エ 海上自衛隊沖縄基地隊（沖縄水中処分隊）は現地調査を行い、当該物件が爆発性危険物であると確認された場合、関係機関と調整の上、処理計画を立てる。
- オ 危険性が高く、移動困難なものは、現地対策本部を設置し、発見現場付近で爆破処理する。
- カ 爆破処理作業は、非常に危険を伴うので、次の対策を講じた上で実施する。
- （ア）市は、関係機関と撤去日時、交通規制、通航船舶規制及び避難計画等について協議するための処理対策会議等を開催し、処理計画について関係機関と十分な調整を図り、周知徹底する。なお、関係機関は、任務分担覚書き等を交換し、任務分担等を明確にするものとする。
- （イ）危険範囲を定め、そのエリアへの船舶及び住民等の立ち入りを規制する。
- （ウ）市長等を本部長とする現地対策本部を設置する。
- キ 小銃弾等危険性が低く、移動可能なものは沖縄水中処分隊により回収し、一時保管庫へ搬入する。以後他部隊（県外）と調整し、爆破処分する。
- ク 水中爆破処理における避難距離の基準
- 立入（航行、停泊）：半径 300m
- 入水（潜水、遊泳）：半径 3,000m

※現状では、海中で発見された不発弾は、移動が困難な場合及び爆破処分場所が決められていない場合、発見の都度、市が関係機関との調整により発見現場付近で水中爆破処分される。なお、漁業、観光産業、岩礁破碎等の影響を検討・調整する必要がある、発見から処分まで時間を要する。

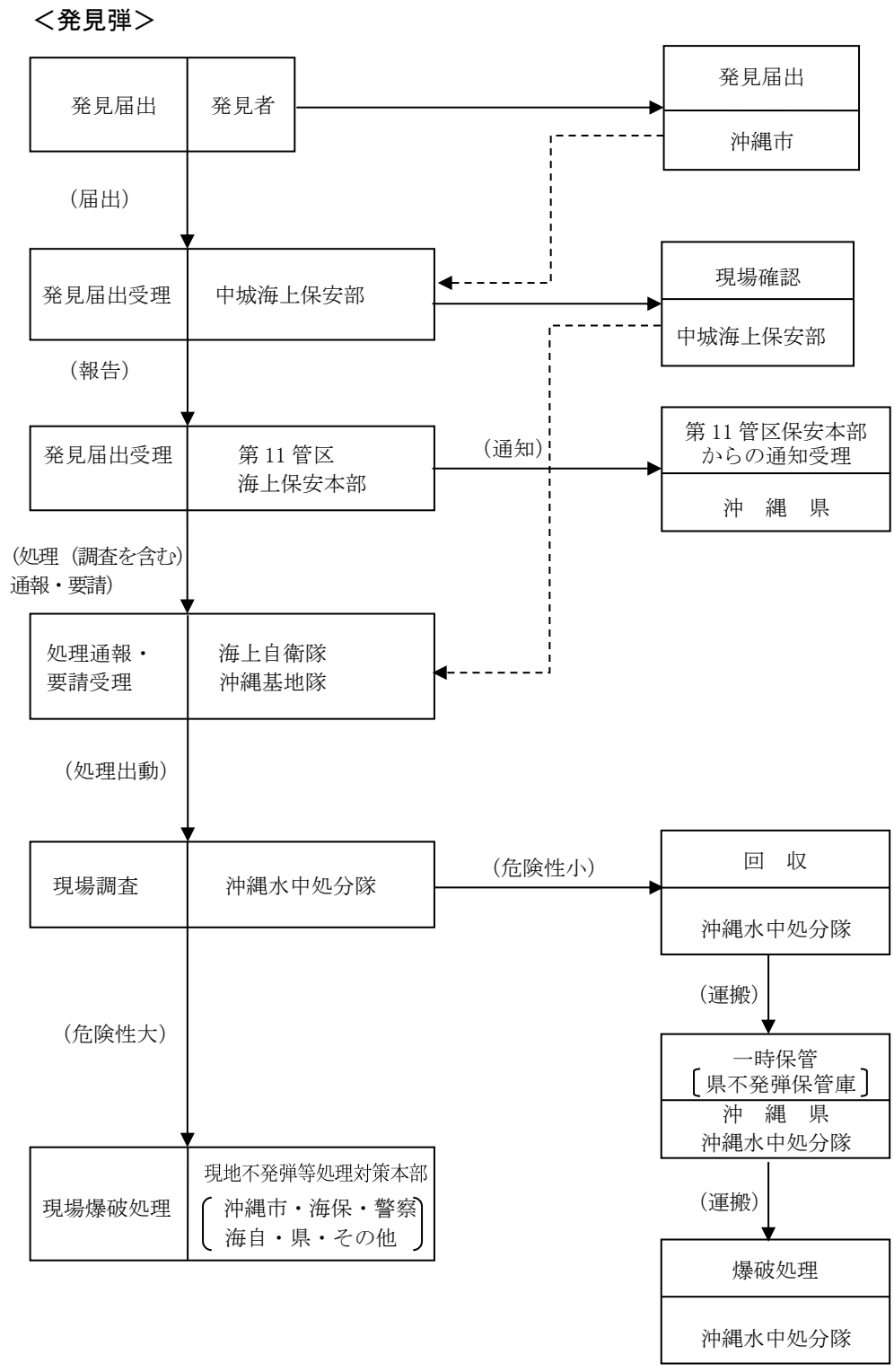
2 関係機関の協力体制の確立（防災課、警防課）

関係機関の協力体制を確立し、不発弾等の調査、探査及び発掘処理工事の安全かつ円滑な推進を図るものとする。

3 不発弾に関する防災知識の普及指導（防災課、予防課）

- (1) 不発弾磁気探査事業者、市及び消防本部等の関係職員に対して、不発弾の特性及び火薬類取締法等関係法令に関する知識を修得させるため、必要に応じ講習会を開催する。
- (2) 市民に対しても不発弾の危険性について周知を図るため、広報活動を行う。

[不発弾処理等の流れ（海上部分：発見弾）]
 「沿岸区域（港湾区域・海岸保全区域・漁港区域等）の場合」



第12節 火薬類災害予防計画

部署・関係機関	消防本部 沖縄警察署、中城海上保安部、（一社）沖縄県火薬類保安協会
---------	-----------------------------------

火薬類による災害の発生を防止するため、国、県、市、沖縄警察署、中城海上保安部及び（一社）沖縄県火薬類保安協会等は連絡を密にし、保安体制の強化、火薬類取締法に規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安教育の徹底を図るものとする。平成26年時点で本市内に関係事業所はないが、今後、製造所等の事業所ができた場合は、以下の保安対策等を実施する。

1 火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所等の保安対策（予防課）

- (1) 市及び関係機関は、火薬類製造所、貯蔵所の所有者、管理者及び占有者に対し、法令の規定する基準に適合するよう当該施設を維持させ、保安の監督指導を行わせる。
- (2) 市及び関係機関は、火薬類製造所、貯蔵所、消費場所等には、必要に応じ立入検査を実施し、保安体制の強化を図る。

2 火薬類消費者の保安啓蒙（予防課）

- (1) 市及び関係機関は、火薬類消費者への保安講習会等を開催することにより保安啓蒙を図る。
- (2) 市及び関係機関は、火薬類消費先の保安指導を実施し、自主保安体制の強化を図る。

3 路上における指導取締の実施（予防課）

市及び関係機関は、火薬類運搬車両の事故を防止するため、路上における指導取締りを実施する。

4 火薬類による危害予防週間の実施（予防課）

市及び関係機関は、火薬類危害予防週間を通じ、火薬類の総合的な安全対策を推進する。

第13節 文化財災害予防計画

部署・関係機関	教育部、消防本部
---------	----------

市の文化財に対する災害予防対策は次による。建造物、美術工芸品等の有形文化財及び有形民俗文化財は、火災等の被害から守る必要がある。とりわけ、史跡、名勝、天然記念物については、山火事による被害のおそれがある。そのほか、地震、台風による建造物等の倒壊も予想されるので、次により災害予防の徹底を図る。

1 文化財災害の予防措置（郷土博物館、予防課）

- (1) 市教育委員会は、市内文化財の防災計画の樹立を図り、警察及び消防本部と常時連携を密にして災害予防の確立を期す。
- (2) 市教育委員会は、文化財の所有者、管理責任者または管理団体の防災思想を普及・啓発し、環境整備を図るよう勧奨する。
- (3) 市教育委員会及び消防本部は、文化財の指定地内に居住する所有者に火気使用の制限を指導する。
- (4) 市は、防災施設の必要な指定文化財について年次計画をもって防災施設の設置を促進する。
- (5) 市教育委員会は、災害による倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策を、地権者及び管理者と連携して行うものとする。なお、市内の指定・登録文化財は資料編に示す。

●資料編 資料 3-3 指定・登録文化財一覧

第14節 農業災害予防計画

部署・関係機関	経済文化部
---------	-------

農業災害予防のため、農地及び農業用施設の保全及び防災営農の推進は、次によるものとする。

1 ため池等整備事業（農林水産課）

(1) 土砂崩壊防止工事

市は、農地及び農業用施設並びに他に被害を及ぼすおそれのある地区の土砂崩壊を未然に防ぐため、土砂崩壊の危険性のある地域を中心に事業を推進する。

2 農地保全整備事業（農林水産課）

市は、降雨によって浸食を受けやすい特殊土壌地帯や急傾斜地帯に造成された農地の浸食、崩壊を未然に防ぐための事業を推進する。

3 地すべり対策事業（農林水産課）

市は、地すべり防止区域（資料編）において、地すべりによる被害を除去または軽減し、農地及び農業用施設等の災害を未然に防止する事業を推進する。

●資料編 資料 4-12 地すべりによる危険が予想される箇所、資料 4-13 地すべり防止区域指定一覧表

4 防災営農の確立（農林水産課）

(1) 指導体制の確立

農業に対する各種の災害を回避克服して、農業生産力、農業所得の向上を図るため、県及び市は関係機関、団体の統一的な指導体制の確立を図るものとする。

また、市は、農業に関する防災対策の普及・啓発を図る。

(2) 営農方式の確立

市は、県の指導のもと、農業の当面する諸問題に積極的に対応しつつ、病虫害、風水害に強い抵抗性品種の育成及び栽培技術による、防災営農の確立を促進する。

第15節 食糧等備蓄計画

部署・関係機関	総務部、市民部、上下水道局
---------	---------------

災害時における食糧等の備蓄は、地震・津波編 第1章「第4節 第2款の2 物資、資機材の確保体制」に定める対策を、風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第16節 気象観測体制の整備計画

部署・関係機関	総務部、企画部、消防本部	沖縄气象台、沖縄県
---------	--------------	-----------

風水害等による被害を未然に防止し、あるいは軽減するため、雨量・水位等の気象観測施設の整備を図る必要がある。

このため、市は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともにこれらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力するものとする。

1 市における気象観測体制の整備（防災課、情報推進課、通信指令課）

市及び関係機関における観測施設の整備については、現有施設の十分な活用を行うとともに、雨量計（自記、テレメーター等）、水位計（自記、テレメーター等）の整備充実を図るものとする。

また、高潮警戒区域や土砂災害警戒区域等において、リアルタイムで観測可能なカメラ等の整備を図るものとする。

市内の観測地点等は以下のとおり。

観測施設	設置場所	管理機関
(1) アメダス観測地点	胡屋	沖縄气象台
(2) 比謝川水位観測所	松本・城前（越来城水辺公園内）	県
(3) 震度観測地点	美里（消防本部庁舎内：震度計）	県
(4) 比謝川水位監視カメラ	安慶田小学校裏門側	市
(5) 泡瀬第三地区潮位監視カメラ	泡瀬第三公民館	市
(6) 気象観測装置	美里（消防本部庁舎内）	市

第17節 水防、消防設備等及び救助施設等整備計画

部署・関係機関	上下水道局、消防本部
---------	------------

市は、水防活動及び消防活動のための設備等を整備する。

1 水防施設等（下水道課）

水防法の規定により、市は、管内における水防を十分に果す責任を有し、水災の防御及びこれに因る被害を軽減するため、必要に応じて水防倉庫及び水防機材等の水防施設を整備するものとする。

2 消防設備等（消防総務課、警防課）

(1) 国庫補助等による整備

市の消防施設等については、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）及び消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）に基づき整備拡充することとし、消防施設強化促進法（昭和28年法律第87号）、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）、消防組織法（昭和22年法律第226号）及び地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき、国庫補助、自己財源または起債等を有効に活用し、整備促進を図る。

(2) 県費補助による整備

国庫等による補助対象施設以外の施設については、予算の範囲内で県費補助を申請し、逐次整備する。

(3) 救助用資機材及び救助隊の整備

大災害における救助等にあつては、地域において救助用資機材を整備しておくことが効果的であるため、市は、地区ごとに救助用資機材を備蓄する。また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備に努める。

(4) 救急車、災害救助用資機材、その他救護用資機材の現況

資料編のとおりである。

●資料編 資料12-1 消防車両・艇現有一覧 資料12-2 特殊機械器具保有状況

3 流出危険物防除資機材（予防課、警防課）

市、船舶関係者等は、大量に流出した危険物による災害の拡大防止等に必要な資機材等の整備を図るものとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 流出危険物の災害防止に必要なオイルフェンス、むしろ、応急木材、作業船等 (2) 危険物の回収及び処理に必要な油処理剤、油吸着剤及び吸引ポンプ、回収した油の一時貯蔵と運搬用のバージ（平底荷船、はしけ）等 (3) 流出危険物から火災が発生した場合の消防活動に必要な化学消防車、化学消火剤及び消火器具等 (4) 流出危険物による災害の拡大防止に必要なガス検知器及び通信機器等 |
|---|

第18節 避難誘導等計画

部署・関係機関	関係部署、沖縄警察署
---------	------------

地震・津波編 第1章「第4節 第3款 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実」に定める対策のほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害、暴風等に対する危険な建物、地域から安全な場所に市民や旅行者等を避難させるため、避難所、避難場所、避難誘導、収容に関する予防対策を市、社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等においてそれぞれ確立していく。

1 市の実施すべき対策（各関係課）

市は、避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

- (1) 避難所の選定
- (2) 避難所の開設及び運営方法
- (3) 避難所の安全確保
- (4) 住民への周知
- (5) 避難誘導體制の整備
- (6) 避難の勧告等の基準の設定、国及び県等への避難勧告等の判断の助言を求める際の連絡調整窓口及び連絡方法等の整備
- (7) 高齢者、障がい者、外国人のための避難マニュアルの作成
- (8) 避難経路の点検及びマップの作成
- (9) 避難心得の周知（携帯品、その他心得）
- (10) 地域防災計画へ浸水想定区域内（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域（内水浸水想定区域）又は、高潮浸水想定区域）に立地する地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等の名称及び所在地の明記 ※大規模工場等は、その所有者又は管理者から申し出があった場合に限る。
- (11) 地域防災計画へ土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域内に立地する要配慮者利用施設の名称及び所在地の明記

2 要配慮者利用施設、地下街等、大規模な工場等、観光・宿泊施設、不特定多数の者が出入りする施設等の管理者の実施すべき対策（各関係課）

(1) 避難計画の作成

ア 地域防災計画に明記された要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法及び土砂災害防止法等関係法令に基づき当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等又は急傾斜地の崩壊等が発生する恐れがある場合の円滑かつ迅速な避難確保を図るために、必要な訓練その他の措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）を作成し、市に報告するとともに公表しなければな

らない。

イ 地域防災計画に明記された地下街等及び大規模工場等の所有者又は管理者は、水防法等関係法令に基づき避難確保計画を作成し、市に報告するとともに公表しなければならない。

ウ 市は、避難確保計画を策定していない要配慮者利用施設、地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。また、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

エ 観光・宿泊施設、その他不特定多数の者が出入りする施設等の管理者は、災害を想定した施設利用者の避難誘導計画について定めておくものとし、職員及び従業員等に周知徹底を図る。

また、避難勧告・指示権者及び警戒区域の設定者の指示に基づき、施設利用者等の避難が速やかに実施できるようにあらかじめ次の事項について定めておく。

(ア) 避難実施責任者

(イ) 避難の順位

(ウ) 避難先

(エ) 避難誘導者及び補助者

(オ) 避難誘導の要領

(カ) 避難後の処置

(キ) 事故発生に対する処置

(ク) その他必要とする事項

(2) 避難訓練の実施

要配慮者利用施設、地下街等及び大規模工場等の所有者又は管理者は、避難確保計画に基づき避難訓練を実施しなければならない。

(3) 自衛水防組織の設置

要配慮者利用施設、地下街等及び大規模工場等の所有者又は管理者は、当該施設利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努め、当該組織を置いたときは、市に報告しなければならない。

(4) 避難誘導體制の整備

消防本部は、沖縄警察署等と連携して、不特定かつ多数の人の集まる場所の管理者に対し、非常の際の誘導要領、施設内の避難経路の明示、照明・予備電球の確保等について指導を行う。また、避難訓練の実施に努めるよう指導を行い、安全体制の確保に努める。

第19節 交通確保・緊急輸送計画

部署・関係機関	建設部、教育部、総務部
---------	-------------

地震・津波編 第1章「第4節 第2款の4 交通確保・緊急輸送体制の充実」に定める地震・津波対策のほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害、暴風等による道路施設の被害を想定した交通の安全、緊急車両の通行を確保する体制を整備し、大規模な風水害等の際にも、交通の安全や緊急輸送を確保する。

道路管理者は、道路の浸水や土砂崩れ等を速やかに把握するため、監視・観測装置、パトロール体制、道路管理者間相互及び警察等とのリアルタイムな情報共有体制を整備する。また、道路の冠水による事故を未然に防止するため、必要に応じて、道路情報表示板等の必要な施設の整備を図る。

第20節 要配慮者安全確保体制整備計画

部署・関係機関	健康福祉部、こどものまち推進部、経済文化部、関係部署 市社会福祉協議会
---------	--

地震・津波編 第1章「第4節 第5款 要配慮者の安全確保計画及び第6款 観光客・旅行者・外国人等の安全確保」に定める対策のほか、市は、洪水・高潮等の浸水、土砂災害、暴風等に対する高齢者、障がい者等の避難支援体制を整備し、風水害等時にも要配慮者の安全を確保する。

特に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に立地している要配慮者利用施設については、風水害等編 第1章「第18節 避難誘導等計画」に基づいて、要配慮者の円滑な避難体制の整備を徹底する。

【要配慮者利用施設とは】

【社会福祉施設】

老人福祉関係施設、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障がい者社会参加型支援施設、障がい者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障がい福祉サービス事業の用に供する施設、保護施設、児童福祉施設、障がい児通所支援事業の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子健康包括支援センターなど

【学校】

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校（高等課程を置くもの）など

【医療施設】

病院、診療所、助産所など

第21節 台風・大雨等の防災知識普及計画

部署・関係機関	総務部、消防本部、指導部
---------	--------------

地震・津波編 第1章「第3節 第2款 地震・津波知識の普及・啓発に関する計画」に定める対策のほか、市は台風や大雨、火災等に対する教訓、訓練、広報を充実・強化し、風水害等への市民等の防災意識や対応力を維持・向上させる。

特に近年、台風への防災意識の低下が懸念され、台風時に外出して負傷する事例が多数みられる。このため、過去に甚大な被害をもたらした台風の教訓を再認識し、災害の教訓を風化させないことが重要である。また、住民が自らの地域の風水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。

1 台風教育（防災課、予防課、指導課）

(1) 講演会

市は、県、気象台と連携し、防災気象講演会やお天気教室等を定期的で開催し、市民向けの台風や大雨等の気象災害の知識を普及する。また、特別警報・警報・注意報発表時の住民のとりべき行動などについて、関係機関と連携して、普及・啓発を図る。

(2) 防災教育

市は、幼稚園、小・中学校、高等学校の学校教育等において、台風・大雨等の災害の基礎知識や避難行動等についての防災教育を徹底する。

(3) 災害教訓の伝承

ア 台風災害の蓄積と公開

市は、県内の過去の大規模な台風災害に関する資料、文献及び映像等をライブラリー化し、県民への災害記録や教訓等の周知に努める。また、災害発生箇所の保存やモニュメント等の設置に努める。

イ 台風災害の経験・教訓等の伝承

県及び市は、過去の大規模台風災害等の検証や記念事業（シンポジウム、現地歩き、展示会、被災者の語り部等）を定期的実施し、災害等の教訓を後世に伝える。

(4) その他風水害の知識の普及

市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

また、地域住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

2 消防・防火教育（防災課、予防課）

(1) 消防教育

消防教育は、消防職員・消防団員等に対して消防学校で行う専門教育、市において実施する一般教育及び施設管理者等の資質向上を図るため消防機関等が実施する防火管理者講習会等とする。

(2) 防火講習会等

ア 防火管理者講習

防火管理に関する知識の普及・啓発を図るため、法令に基づき普通講習を年1回以上実施する。また、上級講習は春・秋に年2回実施し、防火管理体制の強化拡充を図るものとする。

イ 火災防御検討会

特異火災の発生に備えて火災防御検討会を開催して、防御活動及び予防対策に万全を期するものとする。

(3) 防火知識の普及

「火災予防週間」等において各機関の協力を得て、防火知識の普及・啓発を図るものとする。

風水害等の防災知識

- (1) 風水害の危険性
- (2) 家庭防災会議の開催

災害への対応について、日ごろから家族で話し合いをしておく。

 - ア 災害が起きたときまたは災害の発生が切迫したときの各自の役割（誰が何を持ち出すか、高齢者、障がい者、要配慮者の避難は誰が責任を持つか。）
 - イ 家族間の連絡方法
 - ウ 避難所及び避難路の確認
 - エ 安全な避難経路の確認
 - オ 非常持出し品のチェック
 - カ 高齢者、障がい者、要配慮者の避難方法
 - キ 気象情報、避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・指示（緊急）情報等の入手方法
- (3) 非常持出し品の準備
 - ア 7日分の食品、飲料水の家庭内備蓄（乾パン、缶詰、飲料水等の保存食品・飲料）
 - イ 貴重品（現金、権利証書、預貯金通帳、免許証、印鑑、健康保険証等）
 - ウ 応急医薬品（消毒薬、目薬、胃腸薬、救急絆創膏、常用薬、三角巾等）
 - エ 携帯ラジオ
 - オ 照明器具（懐中電灯（電池は多めに）、ろうそく（マッチ、ライター））
 - カ 衣類（下着、上着、タオル等）
- (4) 避難時の留意事項
 - ア がけや海岸、川べりに近づかない。
 - イ 避難方法
 - ① 徒歩で避難する。
 - ② 携行品は必要な物のみにして、背負うようにする。
 - ③ 急傾斜地域では、がけ崩れが起りやすいので、すばやく判断し、避難する。
 - ウ 応急救護

対応可能なケガは、互いに協力し合って応急救護を行う。
 - エ 避難協力

自力での避難が困難な人がいたら、地域の人々が協力し合って避難に協力する。
- (5) 正しい情報の入手
 - ア ラジオやテレビの情報に注意して、デマに惑わされない。
 - イ 市役所、消防本部、警察署等からの情報には絶えず注意する。
- (6) 電話に関する留意事項
 - ア 不要不急な電話はかけない。特に消防本部等に対する災害情報の問合せ等は、消防活動に支障を来たすので控える。
 - イ 輻輳等により電話がつながりづらくなったときは、NTT等が提供する「災害用伝言ダイヤル（171）」（資料編）を利用する。「災害用伝言ダイヤル」は、毎月試行することができる。

第22節 防災訓練計画

部署・関係機関	総務部、消防本部、関係部署、関係機関
---------	--------------------

風水害等を想定した防災活動要領の習熟、防災関係機関の連携の強化、防災意識の高揚及び技術の習得等のため、市及び関係機関は、防災訓練を実施する。

訓練実施に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に十分配慮するものとし、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、女性の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

1 訓練実施の種類

以下の訓練について、実動訓練及び図上訓練を行う。各訓練の内容については、事前に関係機関と協議し、その都度定める。

- (1) 災害対策本部運用訓練
- (2) 職員招集訓練
- (3) 通信情報訓練
- (4) 広報訓練
- (5) 火災防ぎょ訓練
- (6) 緊急輸送訓練
- (7) 不発弾処理訓練
- (8) 避難訓練
- (9) 救出救護訓練
- (10) 警備、交通規制訓練
- (11) 炊出し、給水訓練
- (12) 自衛隊災害派遣訓練
- (13) 避難所開設訓練
- (14) ボランティア設置運用訓練
- (15) その他

2 訓練実施要領（防災課、警防課）

訓練を実施する場合には、あらかじめ訓練実施要領を作成して、関係機関に周知する。

3 訓練参加機関（各関係課）

訓練参加機関は、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊及び地域住民とする。

4 訓練後の評価

訓練終了後に、訓練の評価を行い、応急対策上の問題点や改善点等今後の課題を整理し、必要に応じて体制等の改善を行うものとする。

第23節 自主防災組織育成計画

部署・関係機関	総務部、消防本部
---------	----------

地震・津波編 第1章「第3節 第3款 自主防災組織育成計画」に定める地震・津波対策のほか、市及び関係機関は、洪水・高潮等の浸水、土砂災害、暴風等に対する自主防災組織等の活動体制を整備し、風水害への地域防災力を確保する。

特に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害危険箇所については、危険箇所内の避難誘導や避難行動要支援者等の避難支援を円滑に行えるように自主防災組織等の協力体制の整備を促進する。

また、地域防災のリーダーとして自主防災組織の核となる人材の養成や、消防団員の候補者となりうる住民や企業就業者への研修を行い、自主防災組織の組織化や、消防団員の確保に努める。

風水害時の主な活動

	災害時の状況	自主防災組織に期待される活動・役割
災害発生前	ラジオ・テレビなどの気象情報に注意し避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告・指示（緊急）に備えて行動する。 また、地域の災害状況（水位、土砂災害の前兆現象）に注意する。	※ 早期の情報伝達・事前行動が必要 ※ 土砂災害の前兆現象などに注意し、異常があれば自主避難するとともに、市に通報する ・住民への避難の呼びかけ ・土嚢積み等、被害を抑える行動 ・要配慮者の避難支援
災害発生直後	早期に避難を完了し、避難所等での安否確認等を実施する時期である。 また、状況に応じて、水防活動、救出・援護を実施する。	※ 被害を抑えるための行動と避難所運営 ・水防活動 ・安否や被害についての情報収集 ・救出活動 ・負傷者の手当・搬送 ・避難所運営

第24節 災害ボランティア計画

部署・関係機関	健康福祉部、教育部	市社会福祉協議会
---------	-----------	----------

地震・津波編 第1章「第4節 第4款 災害ボランティアの活動環境の整備」に定める地震・津波対策のほか、市及び関係機関は、大規模な風水害等が発生した場合に市内外から駆けつける災害ボランティアが活躍できる環境を整備し、災害ボランティアとの協力体制を確保する。

特に風水害時には、建物内に堆積した泥の排除等、各家庭の清掃等への協力要請が多数想定され、これらの活動が円滑に行えるように必要な資機材等の調達体制等を確保しておく。

第25節 道路事故災害予防計画

部署・関係機関	建設部	警察署
---------	-----	-----

1 道路事故災害予防（道路課）

(1) 危険箇所の点検・補修

道路管理者は、道路構造物や沿道斜面等を定期的に点検・調査し、異常箇所の補修・改良、危険箇所の防災対策を行う。

(2) 体制・資機材の整備等

道路管理者及び県警察は、大規模事故発生時の情報収集・伝達、交通規制、復旧等を速やかに行うため、情報の連絡、提供体制、対策資機材等の整備に努める。

第26節 海上災害予防計画

部署・関係機関	総務部、経済文化部、消防本部	中城海上保安部
---------	----------------	---------

1 災害応急対策への備え

(1) 情報連絡体制の整備

市は、沖縄総合事務局、県、中城海上保安部及び消防機関等と連携し、大規模海難や油等流出事故が発生した場合に、沿岸の住民、事業者、漁業協同組合及び港湾・漁港管理者及び船舶等に緊急情報を収集・伝達する体制の確立を図る。

(2) 消防、救助体制の整備

市及び警察は、海上捜索活動を実施できる船舶等の整備に努める。

また、市及び消防機関は、消防艇等の消防用機械・資機材等の整備に努めるとともに、海水等を消防水利として活用する施設の整備に努める。

(3) 油防除作業体制の整備

市は、迅速かつ的確な油防除ができるように、油防除マニュアルの作成や防除資機材の整備に努める。

(4) 訓練等

市は、沖縄総合事務局、県、中城海上保安部及び消防機関等と連携し、大規模な海難事故や油の大量流出事故等を想定して、海上消火、海難救助及び流出油防除等の訓練を実施するとともに、海難事故や油流出事故への対応を迅速かつ的確に実施できる人材を育成する。

第2章 災害応急対策計画（風水害等編）

災害応急対策計画は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助救急及び交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものとする。

第1節 組織計画

部署・関係機関	総務対策部、各対策部
---------	------------

災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、応急対策を実施するための組織は、地震・津波編 第2章「第1節 組織計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

なお、災害対策初動体制、災害対策警戒体制、災害対策本部体制の配備基準等については、次のとおりとする。

災害対策配備体制基準（風水害等編）

体制区分	配備基準	配備要員・対策	主な対策
災害対策初動体制	1 大雨（洪水）警報が発表された場合	<ul style="list-style-type: none"> ・防災課1名以上、総務部要員1名以上、建設部要員1名以上本庁待機 ・下水道課1名以上上下水道局待機 ・緊急対応班、災害対応活動班（水防班）は招集時に備える。 	対策要員に割当てられた職員は、気象情報等を把握し本市に災害が発生するおそれがある場合には、速やかに災害対策警戒体制に備える。 ①気象情報等の把握 ②各待機要員の連携把握 ③情報の収集及び伝達（防災行政無線放送、HP、SNS、自治会等関係等） ④避難準備・高齢者等避難開始を検討し、必要に応じて発令 ⑤台風等避難所の開設を検討し、必要に応じて開設
	2 暴風警戒域内に予想される場合	緊急対応班 【台風対策及び課の行事（予防接種、イベント、保育業務、ゴミ収集等）に関する連絡先等確認】 ※災害対応活動班（水防班）は招集時に備える。	
	3 高潮注意報が発表され、本市に影響がある場合	防災関係者は招集時に備える。	
災害対策警戒体制	1 大雨（洪水）警報または大雨特別警報（洪水）が発表され、本市に災害が発生するおそれがある場合	【主に情報収集、伝達及び危険区域の巡視】 緊急対応班 災害対応活動班（水防班） 協力要員	特に関係ある部・課の所要人員で、災害に関する情報収集、巡視及び連絡活動が円滑に行い得る体制とし、状況に応じて第1配備体制に移行できる体制 ①気象情報等の把握 ②各待機要員の連携把握 ③情報の収集及び伝達（防災行政無線放送、HP、SNS、自治会等関係等）
	2 土砂災害警戒情報が発表された場合	建設部・消防署による現場巡視 【避難勧告等の検討（土砂災害警戒区域等）】 緊急対応班 災害対応活動班（水防班） 協力要員	

体制区分		配備基準	配備要員・対策	主な対策
災害対策警戒体制		3 台風の暴風域（風速25m/s以上）に入った場合または暴風警報、暴風特別警報が発表された場合	緊急対応班 災害対応活動班（水防班）の動員（人員の増減の決定は、総務部長・建設部長が行う。） 協力要員	④危険区域を巡視し災害の兆候等に留意 ⑤避難勧告等を検討し、必要に応じて発令 （注）要員に指示されていない課長等は緊急事態に備える。 ⑥台風等避難所の開設 ⑦災害対策本部体制への移行を検討
		4 高潮特別警報が発表された場合	緊急対応班 〔状況により災害対応活動班（水防班）〕 協力要員	
災害対策本部体制（水防本部）	配備検討	1 負傷者等がおおむね50人以上の事故等 2 航空事故等（落下物等）	【航空事故等対応班の編成】 （緊急対応班、基地政策班） 配備体制の検討	①対策本部設置報告（県、住民等への設置報告） ②情報収集及び伝達 ③避難勧告等の検討 ④要救助者、被害状況等を調査班編成し調査 ⑤配備体制の検討 ⑥避難所の開設を検討し、必要に応じて開設 ⑦県への自衛隊等応援要請依頼の検討 （緊急消防援助隊、他市町村、応援協定等） ⑧対策要員に指示されていない班長、職員は緊急事態に備える。
	第1配備	1 浸水、土砂災害等の被害が発生するおそれがある場合、または被害が発生した場合において、配備体制を検討の上、災害対策本部を設置する。	災害対策本部所掌事務（所掌事務〔別表2〕）による動員〔本部長の判断により増減〕 ①各対策部においては、対策部長の指示により対策要員の増減を検討し、交代をする。 ②他の班においては、対策部長の指示により、登庁または自宅待機とする。	
	第2配備	1 本市全域で被害の拡大が予測される場合	約半数の職員を動員（所掌事務〔別表2〕参照）〔本部長の判断により増減〕 ①各対策部においては、対策部長の指示により対策要員の増減を検討し、交代をする。 ②他の班においては、対策部長の指示により、登庁または自宅待機とする。	
	第3配備	1 本市全域で被害が拡大され第2配備では対応が困難な場合	全職員〔事態により全臨時職員、及び嘱託職員の動員検討〕 ①各対策部においては、対策部長の指示により対策要員の増減を検討し、交代をする。	

第2節 気象警報等の伝達計画

部署・関係部署	総務対策部、消防対策部	沖縄気象台
---------	-------------	-------

災害の発生あるいは拡大を未然に防止するため、気象注意報・警報及び気象情報等を迅速かつ的確に伝達する措置等については、次により実施する。

1 警報等の種類及び発表基準



(1) 気象業務法に定める警報・注意報等

ア 気象注意報等

沖縄市における気象注意報等の基準は以下のとおり。

沖縄気象台管内の沖縄市の発表基準

発表官署	沖縄気象台	
担当区域	沖縄本島地方	
一次細分区域	本島中南部	
二次細分区域	沖縄市	
注意報	大雨	【雨量基準】 1時間雨量 40mm以上 【※1 土壌雨量指数基準】 84
	洪水	【雨量基準】 1時間雨量 40mm以上 【※2 流域雨量指数基準】 比謝川流域=10
	強風（平均風速）	15m/s 以上
	波浪（有義波高）	2.5m 以上
	高潮（潮位：標高）	1.3m 以上
	雷	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥	最小湿度 50%かつ実効湿度 60%
	濃霧（視程）	陸上 100m [*] または海上 500m

- ※1 土壌雨量指数基準：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌に貯まっている雨水の量を示す指数。土壌雨量指数基準値は、1 km 四方毎に設定しているが、上記の土壌雨量指数基準は、沖縄市内における基準値の最低値を示している。
- ※2 流域雨量指数基準：降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。河川の流域が市町村をまたがった場合、河川流域での雨量を考慮し、市町村にまたがった河川での洪水災害発生の危険性を示す。「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 30 以上」を示している。
- ※3 「x」印を付した要素は、气象台や特別地域気象観測所における値であることを示す。

イ 気象警報等

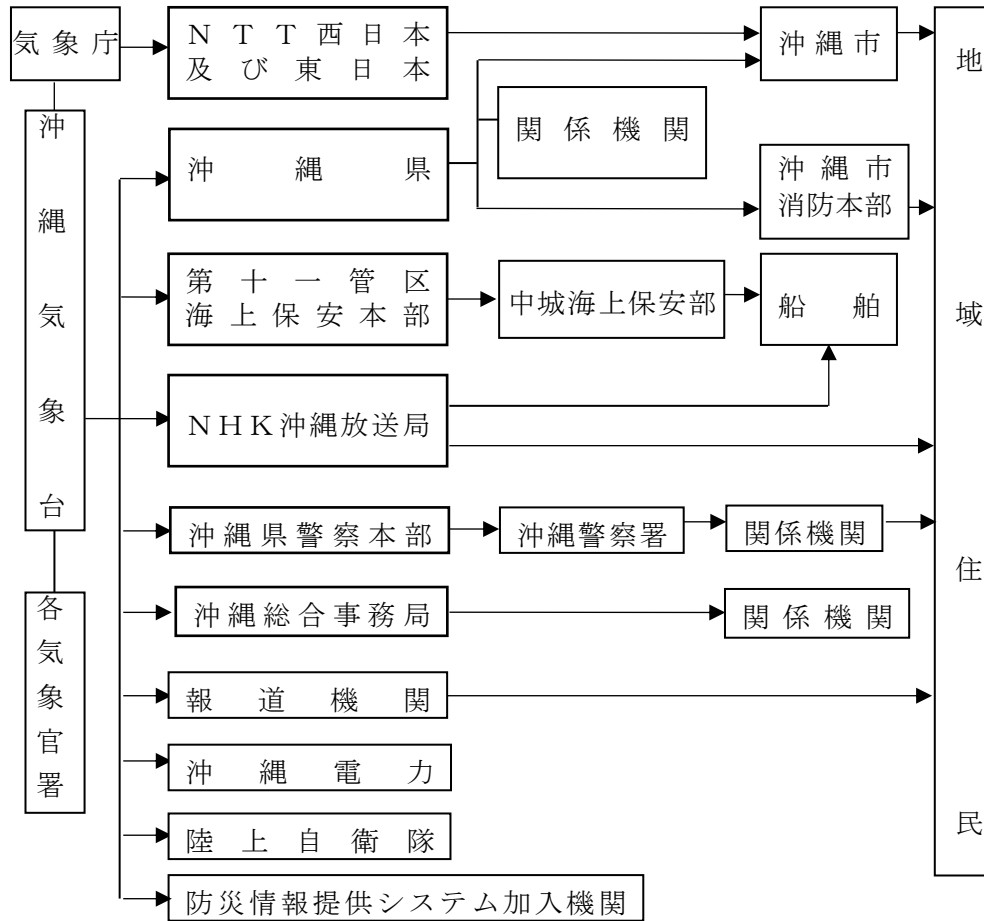
沖縄市における気象警報等の基準は以下のとおり。

沖縄气象台管内の沖縄市の発表基準

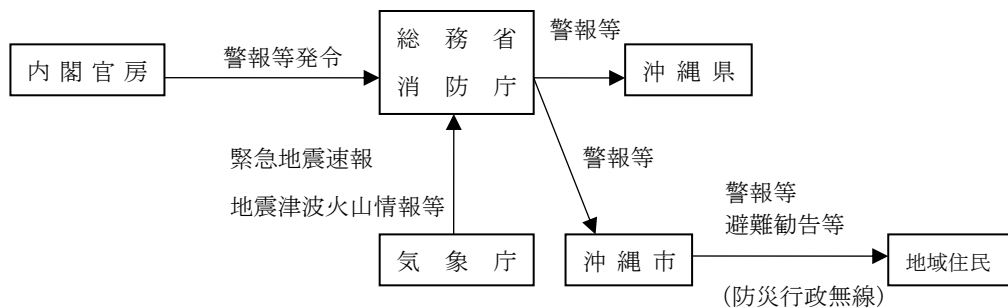
発表官署	沖縄气象台	
担当区域	沖縄本島地方	
一次細分区域	本島中南部	
二次細分区域	沖縄市	
警報	大雨	【雨量基準】 1 時間雨量 80mm 以上 【※1 土壌雨量指数基準】 120
	洪水	【雨量基準】 1 時間雨量 80mm 以上 【※2 流域雨量指数基準】 比謝川流域 = 15 【複合基準】 1 時間雨量 60mm 以上、比謝川流域 = 11
	暴風（平均風速）	25m/s 以上
	波浪（有義波高）	6.0m 以上
	高潮（潮位：標高）	2.0m 以上
記録的短時間大雨情報（1 時間雨量）	110mm 以上	

- ※1 土壌雨量指数基準：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。土壌雨量指数基準値は、1 km 四方毎に設定しているが、上記の土壌雨量指数基準は、沖縄市内における基準値の最低値を示している。
- ※2 流域雨量指数基準：降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。河川の流域が市町村をまたがった場合、河川流域での雨量を考慮し、市町村にまたがった河川での洪水災害発生の危険性を示す。「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 30 以上」を示している。
- ※3 「x」印を付した要素は、气象台や特別地域気象観測所における値であることを示す。

[気象警報等の伝達系統図]



[J-ALERTの伝達系統図]



J-ALERT（全国瞬時警報システム）は、消防庁側配信設備で構成される送信局と、沖縄県・沖縄市においてその同報信号を受信する受信局で構成され、総務省消防庁に配置する衛星送信局では、内閣官房より提供される国民保護関係情報と、気象庁より提供される津波警報・注意報、緊急地震速報等の気象関係情報を、通信衛星を通じ全国へ配信する。受信局設備では、送信局から通信衛星経由で配信された情報を受信し、受信データに応じて画面表示、同報系の市防災行政無線（以下、「同報無線」という。）の自動起動等の処理を行う。

ウ 気象特別警報

気象によって重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合その旨を警告して行う予報。最大級の警戒を呼びかけて行う。

エ 気象情報等

気象の予報等に関し、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報の発表中に現象の経過や予想、防災上の留意点等を解説する場合等に発表する。気象情報の対象とする現象により、台風に関する情報、大雨に関する情報、記録的短時間大雨情報、潮位に関する情報等がある。

なお、台風情報で使用される台風の大きさ等は次のとおりとする。

台風の大きさ (風速 15m/s 以上の半径)		台風の強さ (最大風速)	
大 型	500km 以上 800km 未満	強 い	33m/s 以上 44m/s 未満
超大型	800km 以上	非常に強い	44m/s 以上 54m/s 未満
		猛烈な	54m/s 以上

(注) : 上表の基準以外の台風は単に「台風」と表現する。

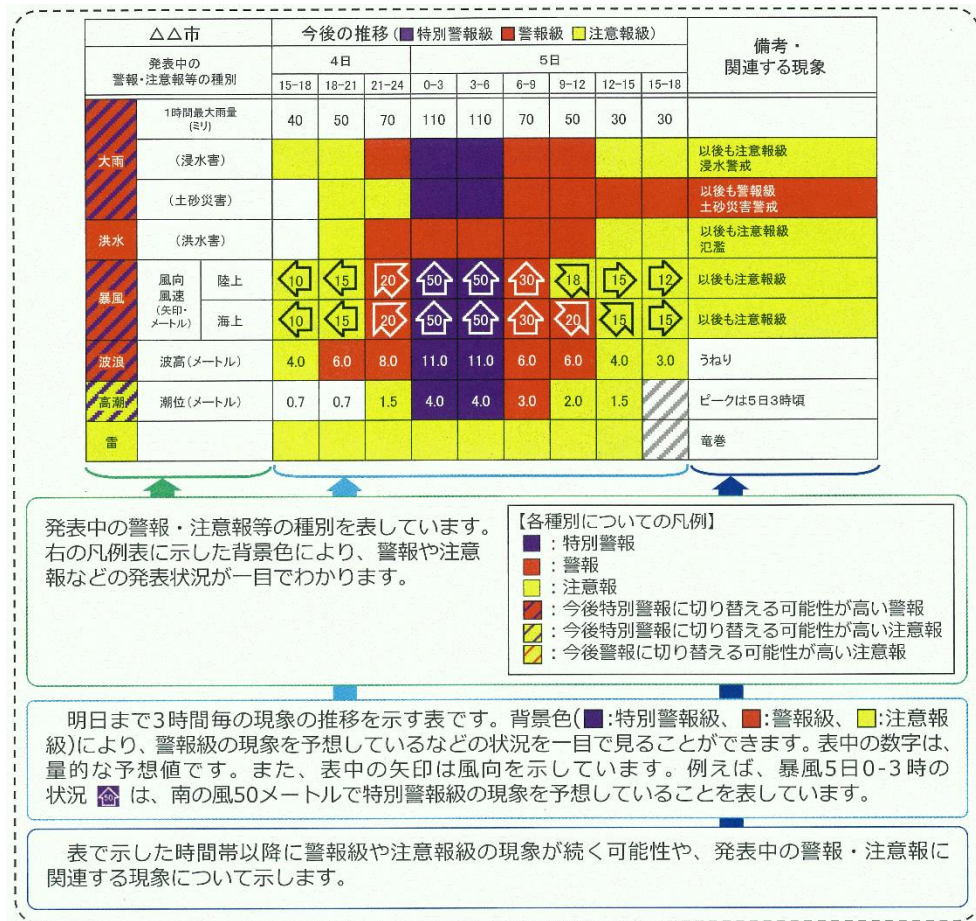
オ 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

警報、注意報や気象情報で災害に対して注意警戒を呼びかける。警報が発表された市域のうち、実際に土砂災害や水害発生の危険度が高まっている場所は、危険度分布で色分けして表示する。例えば土砂災害警戒判定メッシュ情報では、特に「極めて危険」（濃い紫色）が出現した場合、土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域等では、過去の重大な土砂災害発生時に匹敵する極めて危険な状況となっており、命に危険が及ぶような土砂災害がすでに発生していてもおかしくない状況である。内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」では「土砂災害に関するメッシュ情報において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に避難勧告等を発令することを基本とする」とされている。また、内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」では、避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断として、例えば、水位周知河川においては水防団待機水位を超えた状態で流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達し急激な水位上昇のおそれがある場合、その他河川等においては洪水警報の発表に加えさらに流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合を参考に目安を設定することが考えられている。なお、警報の危険度分布等の概要は次のとおりである。

警報の危険度分布等の概要

種 類	概 要
土砂災害警戒判定メッシュ情報	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で5km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

種類	概要
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予測の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。



資料：気象庁パンフレット「気象警報・注意報をより見やすく！より分かりやすく！」H29.3

カ 警報級の可能性

5日先までに警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から明日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（本島中南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間予報の対象地域と同じ発表単位（沖縄本島地方など）で発表される。

平成〇〇年10月4日17時00分 ××地方気象台発表

××県の警報級の可能性

南部では、5日までの期間内に、大雨、暴風、波浪警報を発表する可能性が高い。

××県南部	警報級の可能性							
	4日		5日		6日	7日	8日	9日
	明け方まで	18-6	朝～夜遅く	6-24				
大雨	[高]	[高]	—	—	—	—	[中]	
大雪	—	—	—	—	—	—	—	
暴風(暴風雪)	[高]	[高]	—	—	—	—	—	
波浪	[高]	[高]	—	—	—	—	—	

明日までは時間帯を区切って、明後日以降は1日単位で、大雨・大雪※・暴風(暴風雪※)・波浪について、警報を発表するような現象発生の可能性を示します。 ※寒候期のみ

【凡例】

[高]：警報発表中、又は、警報を発表するような現象発生の可能性が高い状況。

[中]：[高]ほど可能性が高くはないが、警報を発表するような現象発生のある可能性がある状況。

資料：気象庁パンフレット「気象警報・注意報をより見やすく！より分かりやすく！」H29.3

キ 地方海上警報

海上の船舶の安全確保を図るため、定められた海域（海上予報区）に対して強風や視程障害等の現象の実況及び予想（24時間以内）がある場合、沖縄気象台が発表する。

(ア) 地方海上予報区の範囲と細分名称

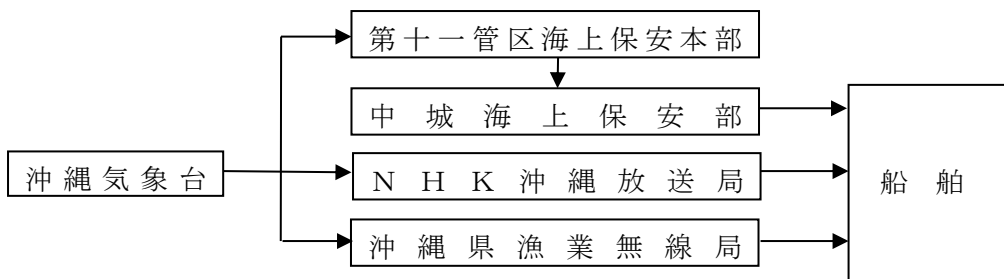
- ・ 沖縄気象台担当地方海上予報区
 - 沖繩海域 (SEA AROUND OKINAWA)
- ・ 細分名称
 - 沖繩東方海上 (SEA EAST OF OKINAWA)
 - 東シナ海南部 (SOUTHERN PART OF EAST CHINA SEA)
 - 沖繩南方海上 (SEA SOUTH OF OKINAWA)

(イ) 地方海上警報の種類と発表基準

地方海上警報の種類	発表基準
カジヨウクイウツシ 海上警報なし (英文 NOWARNING)	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合
カジヨウウムケイホ 海上濃霧警報 (英文 FOG WARNING)	濃霧により視程が 500m 以下 (0.3カイ以下)
カジヨウカベケイホ 海上風警報 (英文 WARNING)	最大風速が 13.9～17.2m/s (28 以上～34 ノット未満)

地方海上警報の種類	発表基準
カイジ ヨウキョウフウケイ 海上強風警報（英文 GALE WARNING）	最大風速が 17.2～24.5m/s （34 以上～48 ノット未満）
カイジ ヨウホウフウケイ 海上暴風警報（英文 STORM WARNING）	最大風速が 24.5～32.7m/s （48 以上～64 ノット未満）
カイジ ヨウタイフウケイ 海上台風警報（英文 TYPHOON WARNING）	最大風速が 32.7m/s 以上 （64 ノット以上）

〔地方海上警報の伝達系統図〕



(2) 水防警報等

ア 水防活動用気象警報等

水防活動に資するため水防機関に対して行なわれる水防活動用の警報・注意報は(1) のア・イ・ウに定める警報・注意報が発表されたとき、これによって代替されるものとする。

水防活動用気象警報・注意報	代替警報・注意報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報 (大津波警報の名称で発表)
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

イ 水防警報

水防警報とは、洪水、津波又は高潮等によって災害の発生が予想される場合に国土交通大臣又は県知事がそれぞれ指定する河川、湖沼又は海岸について水防法に基づき発するものをいう。

(注) 現在本計画に考慮されていないが将来を想定して記載した。

ウ 氾濫警戒情報

市は、河川水位、氾濫警戒情報等を参考にしつつ、河川の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断し、避難勧告等を発令するものとする。また、市地域防災計画に、水位周知河川の浸水想定区域ごとに、住民、要配慮者利用施設の管理者等への氾濫警戒情報の伝達体制を規定しておく。

(3) 消防法に定める火災警報等

ア 火災警報

市長は、次の場合に、火災警報を発令することができる。

消防法の規定により沖縄県知事から火災気象通報を受けたとき、または気象が次の状況またはその他の理由により火災予防上危険であると認めたとき。

① 実効湿度が60パーセント以下で最低湿度が50パーセント以下であり、かつ、最大風速が毎秒7メートル以上となる見込みのとき。

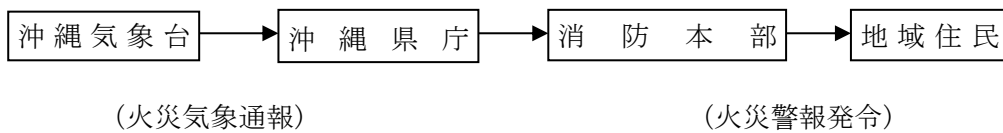
② 平均風速が15メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

イ 火災気象通報

沖縄県と沖縄気象台との「沖縄地方における火災気象通報に関する協定」に基づき、気象官署がそれぞれ担当区域に発表する「火災予防に関する気象通報」をもって火災気象通報にかえる。

ウ 火災警報等の伝達

[伝達系統図]



(4) 県知事、市長が行う警報等

知事は沖縄気象台その他の国の機関から災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、または自ら災害に関する警報をしたときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置については関係機関に対し必要な通知または要請を行うものとする。

また、市長は、災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたときまたは自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったときまたは自ら災害に関する警報をしたときは、市地域防災計画の定めるところにより当該予報若しくは警報または通知に係る事項を関係機関及び住民その他の関係ある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において必要があると認めるとき、市長は住民その他の関係のある公私の団体に対し予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置等について必要な通知または警告を行う。

(5) 土砂災害警戒情報

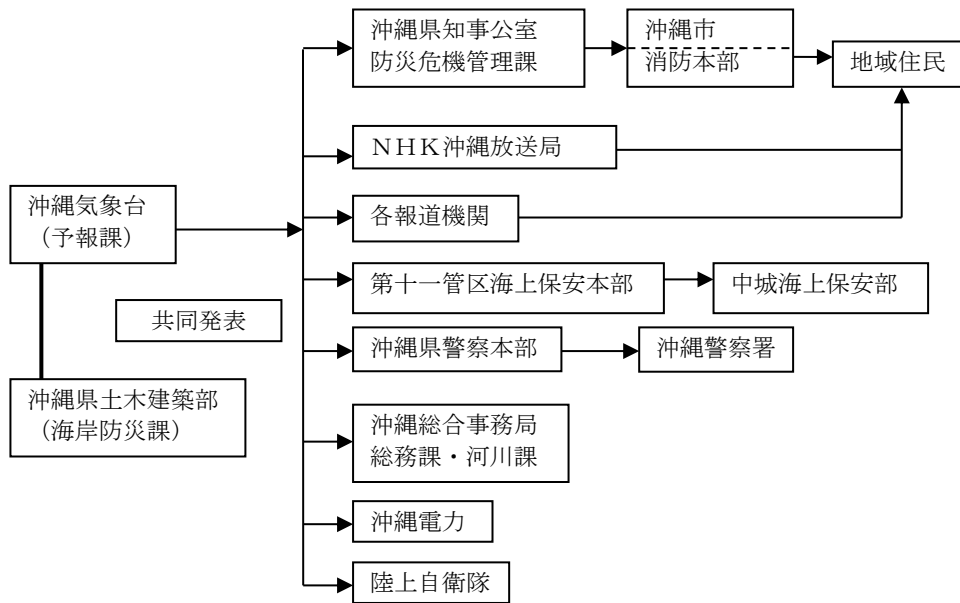
土砂災害警戒情報は、県と気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に土砂災害発生危険度の危険度がさらに高まったとき、市長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村毎に土砂災害警戒情報を発表する。なお、これを補足する情報として、実際に危険度が高まっている場所が土砂災害警戒判定メッシュ情報で確認できる。

市長は、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等の状況や気象状況も合わせて総合的に判断し、避難勧告等を発令するものとする。

また、市地域防災計画において、土砂災害警戒区域・危険箇所ごとに、自治会・自主防災組織及び要配慮者利用施設の管理者等への土砂災害警戒情報の伝達について規定するものとする。

●資料編 資料 4-14 土砂災害警戒情報の例

〔土砂災害警戒情報の伝達系統図（沖縄本島地方）〕



(6) 記録的短時間大雨情報

气象台は、県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しており、実際に災害発生の危険度が高まっている場所が警報の「危険度分布」で確認できる。

(7) 竜巻注意情報

气象台は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい状況になっている時に、一次再区分区域単位(本島中南部など)で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所が竜巻発生確度ナウキャストで確認できる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を各气象台が受け持つ一時細分区域単位で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

2 警報等の発表及び解除等の発表機関

警報等の発表及び解除は次の機関で行うものとする。

警報等の種類	発表機関名	対象区域
大雨注意報 洪水 〃 強風 〃 波浪 〃 高潮 〃 濃霧 〃 雷 〃 乾燥 〃 霧 〃 低温 〃 大雨(土砂災害、浸水害) 警報 洪水 〃 暴風 〃 波浪 〃 高潮 〃 大雨特別警報 暴風 〃 波浪 〃 高潮 〃 記録的短時間大雨情報 竜巻注意情報	沖縄气象台	沖縄市
火災警報	沖縄市長	沖縄市
水防警報	県知事	指定した河川、湖沼又は海岸
土砂災害警戒情報	県及び气象台(南大東島地方气象台を除く)	各市町村別(伊是名村、粟国村、渡名喜村、多良間村、南大東村、北大東村を除く)

3 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の措置

気象、水象あるいは地象に関し異常現象を発見した者は、災害の拡大を未然にとどめるため、その発見場所、状況及び経過等できるだけ具体的な情報を、以下によりすみやかに通報しなければならない。

(1) 通報を要する異常現象

異常現象とは、おおむね次に掲げる現象をいう。

事 項	現 象		
気象に関する事項	著しく異常な気象現象	強い突風、たつまき、激しい雷雨等	
地象に関する事項	土砂災害関係	土石流	山鳴りがする、川が濁り始める等
		がけ崩れ	がけに亀裂が入る、小石がバラバラ落ちてくる等
		地すべり	地面にひび割れができる等
水象に関する事項	異常潮位、異常波浪	著しく異常な潮位、波浪	

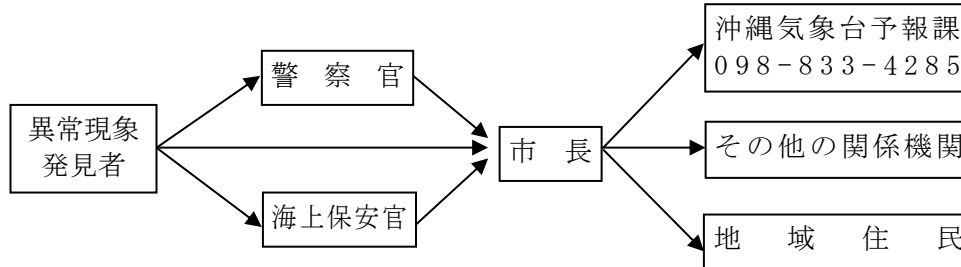
(2) 異常現象発見時の通報要領

ア 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害の拡大を未然に防ぐため、その発見場所、状況、経過等をできるだけ具体的に市長、各担当区域の警察官又は海上保安官に通報する。

イ 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を市長に通報する。

ウ 通報を受けた市長は、異常発見者の通報系統図によりその旨を気象庁その他関係機関に通報するとともに、できるだけその現象を確認し、事態の把握に努める。

(3) 異常現象発見者の通報系統図



4 警報等の受領責任及び伝達方法（防災班、通信指令班、消防班）

(1) 関係機関から通報される警報等は、市及び消防本部において受領し、これを迅速、確実に収集を行うものとする。

(2) 関係機関から警報等を受領した市及び消防本部は、直ちにその旨を総務対策部長または防災班長に伝達するものとする。

(3) (2) により伝達を受けた総務対策部長または防災班長は、大きな災害が発生するおそれがあると認めるときまたは、発生したことを知ったときは、直ちに市長に報告するものとする。

(4) 消防本部から伝達される警報等の受領にあたっては、次の事項について文書をもって記録するものとする。

- ア 警報等または災害の種類
- イ 発表または発生の日時
- ウ 警報等または災害の内容
- エ 送信者及び受領者の職氏名
- オ その他必要な事項

防災関係機関及び各事業所等は、気象警報等について、携帯電話、トランジスタラジオ等を常備して積極的に収集するものとする。

第3節 災害通信計画

部署・関係機関	総務対策部、消防対策部、企画対策部	沖縄警察署、電気通信事業者
---------	-------------------	---------------

気象警報等の伝達、災害情報等の収集、応急対策の指示及び伝達等災害時における通信は、地震・津波編 第2章「第3節 災害通信計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第4節 災害情報等の収集・伝達計画

部署・関係機関	総務対策部、消防対策部、各関係対策部
---------	--------------------

災害状況等の収集・報告は、地震・津波編 第2章「第4節 災害情報等の収集・伝達計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

なお、市（消防本部）は、災害発生時の第1次情報の報告を以下のとおり行う。

- ア 火災・災害等即報要領の直接即報基準に該当する一定規模以上の火災・災害等について、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国（総務省消防庁）へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について、判明したもののうちから、適宜、報告するものとする。
- イ 消防本部は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。
- ウ 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。
- エ 行方不明者が他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

第5節 災害広報計画

部署・関係機関	総務対策部、各関係対策部
---------	--------------

災害時における情報及び被害状況等の広報は、地震・津波編 第2章「第5節 災害広報計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

1 警戒段階（台風等が接近し、大雨や洪水が予想される時期）

- (1) 用語の解説、情報の取得先、住民等のとるべき措置
- (2) 台風・気象情報
- (3) 水位情報（基準水位への到達、堤防高までの水位、排水ポンプの運転状況等）
- (4) 警報
- (5) 災害対策の状況（本部の設置、対策の現況と予定等）
- (6) 被災状況（浸水、道路冠水、土砂災害箇所等）
- (7) 道路・交通状況（渋滞、通行規制等）
- (8) 公共交通機関の運行状況
- (9) ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次災害防止措置等）
- (10) 避難情報（準備情報）

2 初動段階（暴風、浸水、土砂災害が予測される時期）

- (1) 避難情報（避難勧告・指示とその理由）
- (2) 避難所情報

3 応急段階（暴風、浸水、土砂災害等が収束した時期）

- (1) ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等）
- (2) 医療機関の状況
- (3) 感染症対策活動の実施状況
- (4) 食料、生活必需品の供給予定
- (5) 災害相談窓口の設置状況
- (6) その他住民や事業所のとるべき措置

第6節 自衛隊災害派遣要請依頼計画

部署・関係機関	総務対策部、各関係対策部	陸上自衛隊 第15旅団
---------	--------------	-------------

災害時における自衛隊の派遣要請は、地震・津波編 第2章「第6節 自衛隊災害派遣要請計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第7節 応援要請計画

部署・関係機関	総務対策部、消防対策部
---------	-------------

大規模災害発生時において、市では十分な応急措置が実施できない場合の広域応援要請は、地震・津波編 第2章「第7節 広域応援要請計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて行う。

第8節 避難計画

部署・関係機関	総務対策部、消防対策部、各関係対策部	沖縄警察署、中城海上保安部
---------	--------------------	---------------

第1款 避難の原則

避難の原則は、地震・津波編 第2章「第8節 第1款 避難の原則」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第2款 風水害避難計画

大雨・洪水等の警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとする。

なお、避難勧告・避難指示（緊急）、避難誘導、避難者の収容等の事項は、地震・津波編 第2章「第8節 第1款 避難の原則」によるものとする。

1 実施責任者

風水害から避難するための避難準備・高齢者等避難開始、立退きの勧告、指示（緊急）及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、地震・津波編 第2章「第8節 第1款の1 実施責任者」のとおりとする。

2 避難勧告・避難指示（緊急）等の発令

避難勧告・避難指示（緊急）等の運用については、地震・津波編 第2章「第8節 第1款の2 避難勧告等の運用」に風水害等の特性を踏まえ実施する。

市は、次の点に留意して、浸水想定区域、土砂災害警戒区域・危険箇所等の住民及び要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難勧告・避難指示（緊急）等の発令にあたる。

なお、周囲の状況等により避難することがかえって危険を伴う場合等は、基本法第60条に基づき、居住者等に対して屋内安全確保の安全確保措置を指示することができる。

- (1) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）Lアラート（災害情報共有システム）等により伝達を受けた大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報、氾濫警戒情報等を地域衛星通信ネットワーク及び防災行政無線等により住民等への伝達に努める。
- (2) 避難勧告等の判断は、「避難勧告等に関するガイドライン（内閣府（防災担当））」を参考に策定する。また、地域の雨量・水位、上流域の雨量、河口部の潮位、气象台や河川管理者、砂防関係者

の助言、現場の巡視報告及び通報等も参考にして、総合的かつ迅速に行う。

- (3) 市は、必要に応じて避難勧告等の対象地域、判断時期等について、県、気象台、沖縄総合事務局開発建設部へ助言を求めるものとする。
- (4) 市は、風水害等に関する避難勧告等の避難情報を発令する場合は、当該避難情報に応じた警戒レベルを付して発令するものとする。また、発令する避難情報、警戒レベル及びそれに応じた住民に求める行動等については、次のとおりとする。

避難情報	警戒レベル	住民に求める行動
災害発生情報	警戒レベル5	<ul style="list-style-type: none"> 既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をする。 市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。
避難指示 (緊急)	警戒レベル4	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。 指定緊急避難場所等への立退き避難に限らず「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として「屋内安全確保」を行う。 避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。
避難勧告		<ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 予想される災害に対応した指定緊急避難場所等へ速やかに立退き避難する。 指定緊急避難場所等への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として「屋内安全確保」を行う。
高齢者等避難準備・開始	警戒レベル3	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への立退き避難を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、立退き避難の準備をし、自発的に避難する。 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所等へ立退き避難することが強く望まれる。

- (5) 警報、避難勧告等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客、漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話及びワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。
- (6) 避難情報の伝達にあたっては、危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫するなど、住民等の積極的な避難を喚起するように努める。

3 避難誘導

(1) 住民等の避難誘導

避難誘導にあたっては、消防職員、消防団員、警察官及び市職員など、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提として、要配慮者、観光客、居住外国人を含む避難対象区域内の全ての者を対象とする。また、予想される氾濫到達時間や交通規制を考慮するものとする。

特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

(2) 船舶等の避難（中城海上保安部）

中城海上保安部は、台風接近等に伴い、港内及び周辺海域の船舶に対し、作業等の中止、港外への避難を呼びかけるとともに、船舶の入港の制限、移動を命ずる等の措置を行う。

4 避難場所・避難所

避難場所は、地震・津波編 第1章「第4節 第3款 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実」で定められた、風水害に対して安全な場所とし、避難所は、台風等避難所を開設し、状況に応じて避難所等を開設する。

●資料編 資料6 避難所・備蓄倉庫及び物資

(1) 避難所の開設・収容保護

避難勧告等の対象地域の住民等及び浸水や土砂災害等で住家を失った被災者は、避難所に収容する。避難所開設以降の対策は、風水害等編 第2章「第8節 第1款 避難の原則」のとおりとする。

(2) 避難所の閉鎖

避難所の閉鎖時期は、ライフライン等の復旧が完了し、被災者が自宅等において一定の生活ができるまでを目処とする。また、避難者は減少しているものの、当該災害において居住場所を確保できない被災者にとっては、市営住宅等のあっせんを行い、避難所での生活が慢性的に継続されることを回避する。

第3款 浸水想定区域内等の避難体制

本市の浸水想定区域等における、情報伝達体制の整備、住民への周知、要配慮者利用施設の把握、情報伝達体制については、以下のとおりとする。

1 水位周知河川（比謝川）における浸水想定区域の指定（下水道班）

本市において、知事が指定した水位周知河川である比謝川浸水想定区域（資料編参照）及び水位周知河川の水位情報は以下のとおり。

- 資料編 資料4-4 比謝川水系 比謝川浸水想定区域図（想定最大規模） 資料4-5（浸水継続時間） 資料4-6（家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）） 資料4-7（家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）） 資料4-8（計画規模）

(1) 水位周知河川

水系名	河川名	区 間
比謝川	比謝川	左岸：沖縄市字胡屋5丁目335番2から海に至る
		右岸：沖縄市字胡屋5丁目335番2から海に至る

(2) 水位観測所の位置と水位

水系名	河川名	観測位置	氾濫危険水位	護岸天端高水位
比謝川	比謝川	沖縄市松本	3.90m	4.70m

(3) 洪水浸水想定区域

水系・河川名	比謝川水系・比謝川、与那原川
浸水想定区域の指定・公表	平成30年12月11日
指定の根拠法令	水防法第14条第1項（計画規模） 同法同条第2項（想定最大規模）
指定の前提となる計画基本降雨量	比謝川流域全体に日総雨量で385mm（計画規模） 比謝川流域全体に日総雨量で1,012mm（想定最大規模）
河川管理者	沖縄県知事
水防管理団体	沖縄市

(4) 安慶田・照屋地区の比謝川水位監視

安慶田・照屋地区では、平成13年9月8日～14日の台風16号による浸水被害（床上浸水：374棟、床下浸水：64棟）をはじめとして、大雨、台風による浸水被害が発生した。その後、県により河川整備（水辺プラザ整備事業）が実施され、平成20年に整備を完了している。市では、安慶田小学校裏門側の比謝川暗渠の水位監視を行うため、比謝川水位監視カメラを設置し、インターネットで水位を監視できる体制を整備している。（沖縄市ホームページを参照）

(5) 重要水防区域内で危険と予想される区域（河川）

水防管理団体	水系名	河川名	重要水防区域	危険と予想される主な区域	予想される危険
沖縄市	比謝川	比謝川	沖縄市胡屋～河口	沖縄市胡屋～白川東尻原	溢水
沖縄市	比謝川	与那原川	沖縄市倉敷～比謝川合流点	同左	溢水
沖縄市 うるま市	天願川	川崎川	沖縄市池原～天願川合流点	同左	溢水

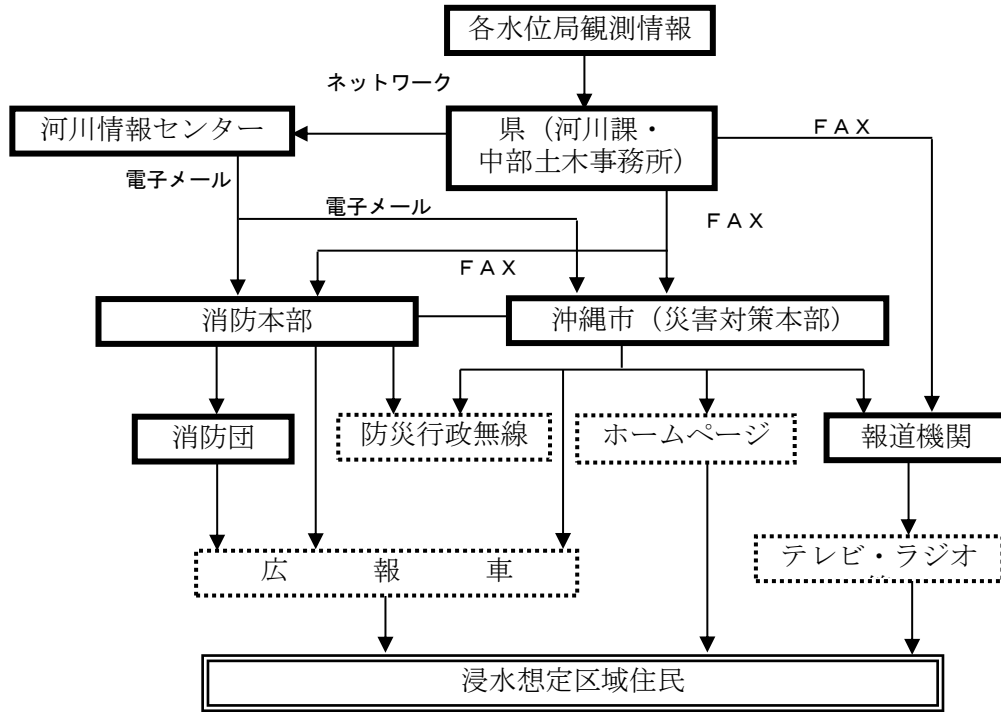
2 浸水想定区域内等の住民への情報伝達体制（防災班、通信指令班、消防班、各関係班）

(1) 避難判断水位到達情報の伝達方法

避難判断水位到達情報の伝達にあたっては、避難判断水位到達情報の伝達システムにより地域住民に対して伝達するとともに、自主防災組織等の協力を得て情報を迅速かつ的確に伝える。

●水防法第15条第1項第1号

[避難判断水位到達情報の伝達系統]



(2) 避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保

市は、浸水想定区域における避難判断水位到達情報の伝達方法、避難所等その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を定めた洪水ハザードマップを作成・公表する。

また、洪水時における避難方法等の周知徹底を図るとともに、自主防災組織等を中心とした地域ぐるみの避難体制の確立など、円滑かつ迅速な避難を確保できる体制づくりに努める。

なお、自然現象のため不測の事態等も想定されることから、真に切迫した状況の場合は、生命を守る最低限の行動の選択として、状況に応じ緊急的に2階等へ避難するなどの選択も考慮する。

また、避難所の開設にあっては、大雨を起因とする土砂災害も考慮し開設するものとする。

●水防法第15条第1項第2号

ア 洪水時（計画規模）避難所

地域		避難経路	避難所
白川		県道85号線（環状線、消防本部前）→ 国道329号 →	かりゆし園
安慶田・照屋		安慶田バイパス →	沖縄市役所
安慶田 5丁目	右岸	県道20号線 →	沖縄市役所
	左岸	こどもの国横 → コザ中横 → 県道20号線 →	

イ 洪水時（想定最大規模）の避難所

地域		避難経路	避難所
白川	右岸	県道 26 号線 → 国道 329 号線 → 県道 16 号線（さいばんしょ通り） →	美里中学校
	左岸	県道 85 号線（環状線） →	コザ小学校
知花 松本	右岸	県道 26 号線 → 国道 329 号線 → 県道 16 号線（さいばんしょ通り） →	美里中学校
	左岸	県道 85 号線（環状線） →	コザ小学校
美里	右岸	国道 329 号線 → 県道 16 号線（さいばんしょ通り） →	美里中学校
安慶田	右岸	県道 20 号線 → 市道 →	コザ高等学校
	左岸	県道 20 号線 →	コザ中学校
照屋	右岸	国道 329 号線 →	コザ高等学校
胡屋	右岸	市道 → 県道 20 号線 → 市道 →	コザ高等学校
	左岸	こどもの国通り →	コザ中学校
越来	右岸	国道 329 号線 →	越来中学校
住吉	左岸	国道 330 号線 → パークアベニュー → 市道 →	コザ小学校
嘉間良	左岸	国道 330 号線 → パークアベニュー → 市道 →	コザ小学校

(3) 避難誘導

ア 避難の誘導は、消防職員、警察官が行うとともに、自主防災組織等は、これらの機関に協力する。

イ 避難誘導は、道路・橋梁等の状況から安全な経路を選び誘導するとともに、危険箇所には人員を配置する。

ウ 原則として、避難者による自力避難とする。

エ 避難にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者等の要配慮者を優先させる。また、避難支援プラン個別計画を策定し、避難支援体制を整備する。

オ 市民に対しては、避難に自家用車を使用し浸水等に巻き込まれることのないよう周知広報に努める。

3 浸水想定区域内の要配慮者利用施設等への対応（各関係班）

浸水想定区域内に地下街等または主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要するものが利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地を定めるものとする。

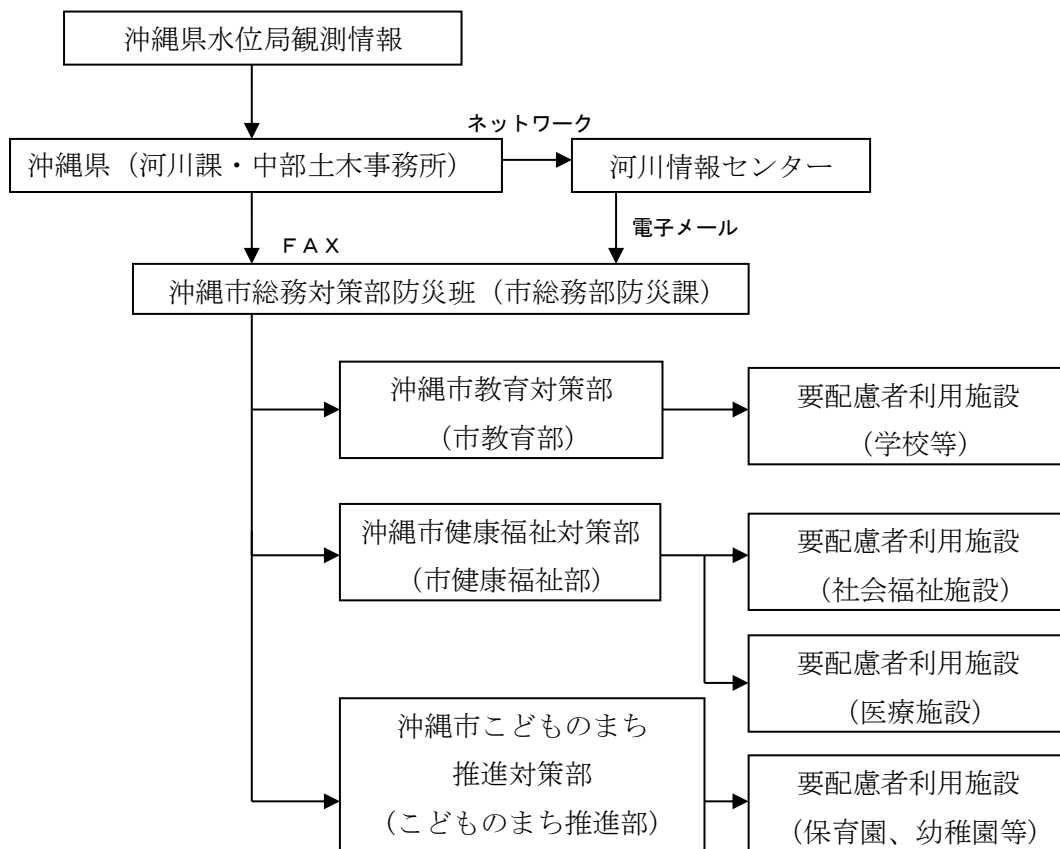
●水防法第 15 条第 1 項第 3 号

(1) 避難判断水位到達情報の伝達体制の整備

要配慮者利用施設の各担当班は、県からの避難判断水位到達情報に基づき、要配慮者利用施設に対し、FAX、電話、メール等により避難判断水位到達情報を伝達する。要配慮者利用施設への伝達経路は次のとおりとする。

●水防法第 15 条第 2 項

〔避難判断水位到達情報の要配慮者利用施設への伝達系統〕



(2) 避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時における当該施設利用者等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画により定めた避難行動等を実行する。

第4款 土砂災害警戒区域等の避難体制

1 土砂災害警戒区域等の指定状況

本市では、急傾斜地崩壊危険箇所（36箇所）のうち25箇所が土砂災害警戒区域として指定されている。（平成31年4月現在）

2 土砂災害警戒区域等における住民への情報伝達体制（防災班、通信指令班、消防班、各関係班）

(1) 土砂災害警戒情報の伝達

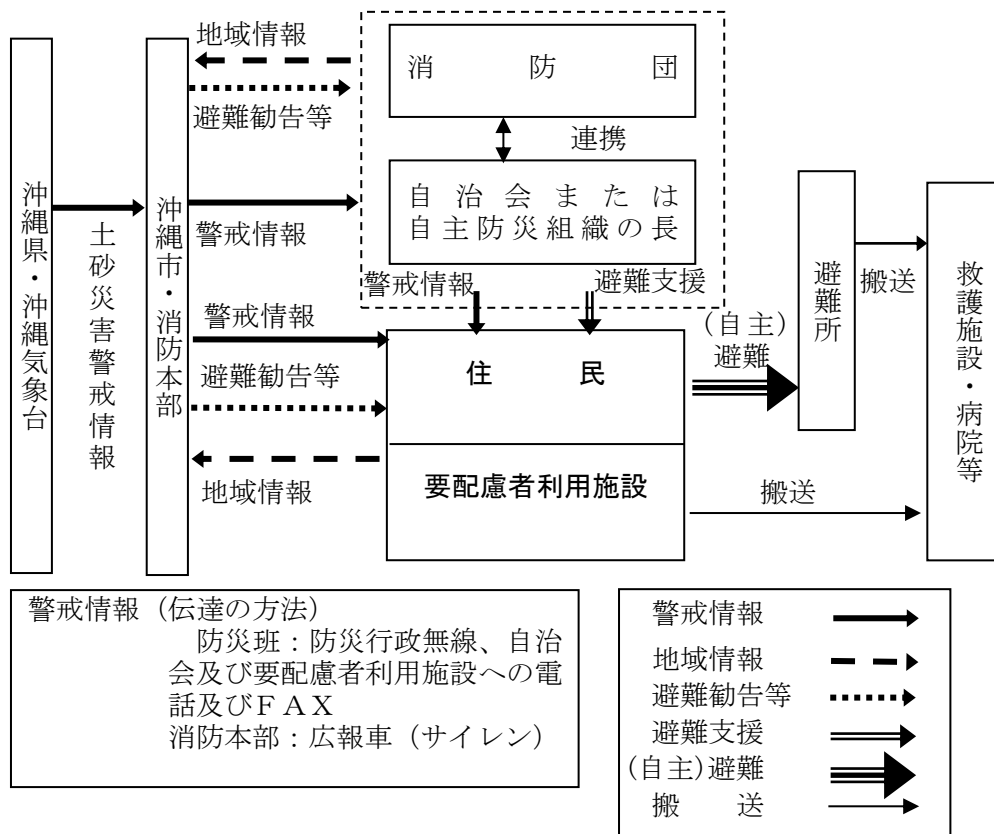
土砂災害警戒情報は、大雨等により土砂災害が発生するおそれのあるときに、市長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考とするため、沖縄県と沖縄気象台が共同して発表する防災情報である。市は、防災情報提供システム（気象台）や県総合行政情報通信ネットワークからの提供により、速やかな避難対策に活用する。

(2) 避難所その他土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保

市は、土砂災害ハザードマップ等により、土砂災害時における避難方法等の周知徹底を図るとともに、自主防災組織等を中心とした地域ぐるみの避難体制の確立など、円滑かつ迅速な避難を確保できる体制づくりに努める。なお、自然現象のため不測の事態等も想定されることから、真に切迫

した場合は、生命を守る最低限の行動の選択として、早めに自主避難するなどの選択も考慮する。

〔土砂災害警戒区域等における情報収集及び伝達・避難体制の系統〕



(3) 避難誘導

ア 避難の誘導は、消防職員、警察官が行うとともに、自主防災組織等は、これらの機関に協力する。
 イ 避難誘導は、地域の状況から安全な経路を選び誘導するとともに、危険箇所には人員を配置する。
 ウ 原則として、避難者による自力避難とする。
 エ 避難にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者等の要配慮者を優先させる。また、避難支援プラン個別計画を策定し、避難支援体制を整備する。
 オ 市民に対しては、避難に自家用車を使用し土砂災害等に巻き込まれることのないよう周知広報に努める。

3 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への対応（各関係班）

地すべり危険箇所内には要配慮者利用施設があり、それらの要配慮者利用施設に対して、災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、速やかに情報伝達等の対策整備を図る必要がある。情報伝達等の流れについては、土砂災害警戒区域等における情報収集及び伝達・避難体制の系統に準じて行う。

また、要配慮者利用施設の範囲は、風水害等編 第1章「第20節 要配慮者安全確保体制整備計画」のとおりとする。

●土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

4 避難所の指定

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所と避難所等

市内の急傾斜地崩壊危険箇所（36 箇所）と避難所は以下のとおりとする。ただし、同時にすべての危険箇所ですら土砂災害が発生するとは限らないことから、当該地区の台風等避難所を開設し、状況に応じて避難所等を開設する。また、避難所の開設にあつては、大雨を起因とする洪水、内水も考慮し開設するものとする。

箇所番号	箇所名	公的施設	急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域の指定	人家戸数(戸)	台風等避難所(避難所)
I-122	池原(1)	市道	無	H20.10.3	4	かりゆし園 (北美小学校)
I-123	池原(2)	市道	無	H20.10.3	8	かりゆし園 (北美小学校)
I-124	池原(3)	市道	無	H20.10.3	7	かりゆし園 (北美小学校)
I-125	池原(4)	市道	無	H20.10.3	2	かりゆし園 (北美小学校)
I-357	池原(5)	市道	無	H27.6.5	3	かりゆし園 (北美小学校)
II-195	知花		無	H20.12.5	2	かりゆし園 (美里中学校)
I-127	嘉間良(1)	幼稚園、 寮、市道	H14.4.30	H20.10.14	24(2)	沖縄市役所 (コザ小学校)
I-359	嘉間良(2)	市道、公園	無	H20.10.14	0	沖縄市役所 (コザ小学校)
II-196	嘉間良(3)	広場	無	H20.10.14	2	沖縄市役所 (コザ小学校)
I-360	嘉間良(4)	市道、公園	無	H20.10.14	6	沖縄市役所 (コザ小学校)
I-363	嘉間良(5)	市道	無	H20.10.14	4	沖縄市役所 (コザ小学校)
I-361	嘉間良(6)	市道	無	H20.10.14	4	沖縄市役所 (コザ小学校)
I-128	室川(1)	市役所、 市道	無	H20.10.3	9(4)	沖縄市役所 (コザ中学校)
I-364	室川(2)	市道	無	H20.10.3	10	沖縄市役所 (コザ中学校)
I-362	越来	市道	無	H20.12.5	9	沖縄市役所 (越来中学校)
I-126	八重島	市道	無	H20.12.5	2	沖縄市役所 (コザ小学校)
I-358	八重島(2)	神社、道路	無	H20.12.5	1(1)	沖縄市役所 (コザ小学校)
I-137	園田(1)	市道	無	H20.12.5	2	沖縄市体育館 (島袋小学校)

箇所番号	箇所名	公的施設	急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域の指定	人家戸数(戸)	台風等避難所(避難所)
I-138	園田(2)	市道	無	H20.12.5	14	沖縄市体育館 (島袋小学校)
I-141	山里	市道	無	H20.9.16	14	沖縄市体育館 (山内小学校)
I-142	南桃原(1)	市道、河川	無	H27.6.5	4	沖縄市体育館 (山内小学校)
I-143	南桃原(2)		無	H27.6.5	4	沖縄市体育館 (山内小学校)
I-139	久保田(1)	市道	H2.8.24	H27.6.5	11	沖縄市体育館 (島袋小学校)
I-140	久保田(2)	市道	無	H20.10.3	9	沖縄市体育館 (島袋小学校)
I-133	高原(1)	国道	S59.12.11	H27.6.5	4	福祉文化プラザ (高原小学校)
I-132	高原(2)	市道	無	H27.6.5	0	福祉文化プラザ (コザ中学校)
I-130	大里(1)	国道、市道、高等学校	S54.1.8	H27.6.5	21(7)	福祉文化プラザ (高原小学校)
I-131	大里(2)	市道	S59.12.11	H27.6.5	9	福祉文化プラザ (高原小学校)
I-129	大里(3)	市道	無	H20.10.3	3	福祉文化プラザ (高原小学校)
I-136	比屋根(1)	県道、市道	S61.9.16	H27.6.5	7	福祉文化プラザ (比屋根小学校)
I-135	比屋根(2)	市道	H1.9.16	H27.6.5	10	福祉文化プラザ (比屋根小学校)
I-134	比屋根(3)	市道	無	H27.6.5	3	福祉文化プラザ (比屋根小学校)
I-365	比屋根(4)	市道	無	H20.9.16	7(1)	福祉文化プラザ (比屋根小学校)
I-144	与儀(1)	市道	無	H20.12.5	8(2)	福祉文化プラザ (比屋根小学校)
II-197	与儀(2)		無	H20.12.5	2	福祉文化プラザ (比屋根小学校)
I-262	与儀(3)	市道	H10.4.14	H20.12.5	11	福祉文化プラザ (比屋根小学校)
急傾斜地崩壊危険箇所以外の指定						
CK-3	比屋根(5)		H31.2.12	H29.6.27		福祉文化プラザ (比屋根小学校)

(2) 地すべり危険箇所と避難所等

市内の地すべり危険箇所(10箇所)と避難所は以下のとおりとする。ただし、同時にすべての危険箇所です砂災害が発生するとは限らないことから、当該地区の台風等避難所を開設し、状況に応じて避難所等を開設する。また、避難所の開設にあつては、大雨を起因とする洪水、内水も考慮し

開設するものとする。

箇所名	公共的施設	地すべり防止区域の指定	土砂災害警戒区域の指定	人家戸数(戸)	台風等避難所(避難所)
嘉間良	市道、幼稚園	無	H27.6.5	181	沖縄市役所 (コザ小学校)
桃原	国道、県道、市道、公民館2	無	H27.6.5	433	沖縄市役所 福祉文化プラザ (宮里小学校) (美東小学校)
古謝	市道	無	H27.6.5	43	沖縄市役所 福祉文化プラザ (宮里中学校) (美東小学校)
仲宗根	国道、県道、市道、学校、幼稚園2	S56.3.17	H27.6.5	415	沖縄市役所 (コザ中学校)
高原1	市道	無	H27.6.5	534	沖縄市役所 福祉文化プラザ (高原小学校) (美東中学校) (コザ高等学校)
胡屋	市道、池、幼稚園	無	H27.6.5	21	沖縄市役所 (コザ中学校)
高原2	国道、県道、市道	無	H27.6.5	167	沖縄市役所 福祉文化プラザ (高原小学校) (美東中学校) (コザ高等学校)
比屋根1	国道、市道、公民館	無	H27.6.5	167	福祉文化プラザ (比屋根小学校) (島袋小学校)
比屋根2	県道、市道	無	H27.6.5	147	福祉文化プラザ (比屋根小学校) (島袋小学校)
与儀	国道、市道	H1.3.31	H27.6.5	206	福祉文化プラザ (比屋根小学校) (島袋小学校)

第9節 観光客等対策計画

部署・関係機関	総務対策部、経済文化対策部、消防対策部、各関係対策部 署、観光施設の管理者、交通機関	沖縄警察
---------	---	------

災害時における観光客等の対策は、地震・津波編 第2章「第9節 観光客等対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第10節 要配慮者対策計画

部署・関係機関	健康福祉対策部、経済文化対策部、こどものまち推進対策部、建築対策部、各関係対策部
---------	--

災害時における要配慮者の対策は、地震・津波編 第2章「第10節 要配慮者対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第11節 水防計画

部署・関係機関	上下水道対策部、建設対策部、消防対策部、総務対策部、各対策部
---------	--------------------------------

この計画は、水防法及び災害対策基本法の主旨に基づき、沖縄市の地域における河川等の洪水、内水（雨水出水）、高潮または津波等の水害から市民の生命、身体及び財産を守ることを図るものである。

なお、水防計画の策定に当たっては、災害時における水防活動従事者の安全確保に配慮するとともに、必要に応じて河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報提供等水防と河川管理の連携強化に努めるものとする。

1 水防責任

(1) 水防管理団体（市）・水防管理者（市長）の責任

- ア 市は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。
- イ 市内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険な箇所を管理者へ連絡し必要な措置を求める。
- ウ 水位周知河川において、知事による浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画に洪水予報等の伝達方法や円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止等の事項について定め、印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他の方法により、住民、滞在者その他の者に周知する。
- エ 市長は、管理する公共下水道等の排水施設等で内水（雨水出水）により相当な損害が生じるおそれがある場合、当該下水道等を水位周知下水道として指定できる。また、指定したものについて、内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を直ちに水位を示して通知および周知を行う。
- オ 指定した水位周知下水道について、内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、当該下水道等から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を、内水浸水想定区域（雨水出水浸水想定区域）として指定するものとする。また、指定した場合は、公表及び通知を行う。
- カ 市は、洪水浸水想定区域内で、浸水の拡大を抑制する効用があると認められる輪中堤等の盛土構造物、自然堤防等を、浸水被害軽減地区として指定することができる。指定した場合は、公

示及び通知等に行う。

キ 堤防等が決壊した場合、関係者へ通報し被害の拡大防止に努める。

ク 水防に関する報告を県又は国に行う。

ケ 氾濫警戒情報及び土砂災害警戒情報の通知を受けた場合、住民に周知する。

コ 避難確保計画を作成していない地下街等又は要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表

サ その他水防法等関係法令に関する事項

(2) 県の責任

ア 県内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

イ 水防計画の作成及び公表を行う。

ウ 水防管理団体が行う水防への協力

エ 県の水位周知河川について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、これに達したときは氾濫警戒情報を水防管理者等へ通知する。

オ 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知

カ 県の水位周知河川において、洪水浸水想定区域を指定する。

キ 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等を指定したときの公示

ク 水防に関する報告を水防管理団体から受け、国に対し報告を行う。

ケ 沖縄気象台と共同で土砂災害警戒情報を発表し、水防管理者等へ通知する。

コ 沖縄県管理河川の大規模氾濫に関する減災対策協議会の運営

(3) 居住者等の義務

水防のためやむを得ない必要があるときに、水防管理者や消防機関の長から要請を受けたその区域内に居住する者、又はその現場にいる者は、水防に従事する。また、常に気象状況及び水防状況に注意し、水害が予想される場合は進んで事前の水防対策に努める。

2 水防組織

沖縄気象台より洪水、大雨、津波及び高潮の発生のおそれのある気象警報等を受けたとき、または市長が必要と認めたときからその危険が解消するまで、水防本部を設置する。

水防本部は、災害対策基本法第23条に基づく災害対策本部として位置づけ、同対策本部の一環として水防業務を処理する。

また、水防本部が設置されるまでの水防体制は、風水害等編 第2章「第1節 組織計画」の災害対策初動体制及び災害対策警戒体制により対応するものとする。

3 重要水防区域及び土砂災害危険区域等

(1) 市内の河川で特に重要な水防区域と認められる区域内で危険と予想される区域は、風水害等編 第2章「第8節 第3款 浸水想定区域内等の避難体制」によるものとする。

(2) 地すべりによる危険が予想される箇所、および急傾斜地崩壊危険箇所等は、風水害等編 第2章「第8節 第4款 土砂災害警戒区域等の避難体制」のとおりである。

4 水防資機材及び輸送

(1) 水防資機材

市の行う水防資機材の整備は、風水害等編 第1章「第17節 水防、消防設備等及び救助施設等整備計画」に基づき実施する。また、緊急時に備蓄水防資器材の不足が生じた場合、中部土木事務所等に要請することができる。

(2) 輸送

非常の際、資器材、作業員その他の輸送を確保するため、市内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定して輸送経路図を作成しておくものとする。また、中部土木事務所長等と市間の輸送経路については、土木事務所長等が決め、状況に応じて輸送経路を指示するものとする。

5 注意報、警報及び特別警報の発表及び諸観測の通報

(1) 注意報、警報及び特別警報の発表時の措置

市は、県水防本部又は中部土木事務所等から注意報、警報及び特別警報の通報を受けたとき又は自ら必要と認めたときは、直ちに管内の水防団、消防機関を水防活動態勢に入らせるとともに、管内の諸般の状況を県水防本部又は中部土木事務所長等に報告するものとする。

(2) 水位等の観測、通報及び公表

水防管理者は、気象関係報道又は自らの判断で河川等の出水、高潮又は津波のおそれがあることを知った場合、所轄土木事務所長等に通報しなければならない。

ア 河川水位観測、監視

河川の水位を逐次、報告し、それぞれの管理者と情報交換に努めるものとする。水位周知河川である比謝川の水位観測所の位置と各水位は以下のとおりである。また、市では、安慶田小学校裏門側の比謝川の水位監視を行うため、比謝川水位監視カメラを設置し、インターネットで水位を監視できる体制を整備している。

水位観測所の位置と水位

水系名	河川名	観測位置	氾濫危険水位	護岸天端高水位
比謝川	比謝川	沖縄市松本	3.90m	4.70m

イ 潮位監視

津波注意報、高潮警報が発表された場合に、海岸、漁港等の潮位の変動を絶えず巡視し、危険潮位（平均潮位より、2m以上「高潮警報の場合の発表基準を示す。また、高潮注意報については1.3m」）に達したときは、直ちに関係対策部に通報するものとする。なお、市では泡瀬第三公民館側の潮位監視を行うため、泡瀬第三地区潮位観測カメラ（泡瀬1、泡瀬2）を設置し、インターネットで潮位を監視できる体制を整備している。

6 出勤、監視、警戒（下水道班、道路班、消防対策班、各関係班）

市は、県からの通報またはその他の方法により気象警報等を知ったときは、水防区域の警戒を厳重にし、水害及び土砂災害の警戒区域等及び既往の被害箇所並びにその他特に重要な箇所を中心に、常時監視員を設けて随時河川、海岸堤防等を監視させ、水防上危険であると認められる箇所がある

ときは当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。また、異常を発見した場合は直ちに土のう積みなどの水防活動の実施を図るものとする。

7 避難のための立退き

洪水または高潮等により著しい危険があると認めるときは、市長は、水防法第29条に基づき、風水害等編 第2章「第8節 避難計画」に基づいて実施する。

また、指示をする場合においては、沖縄警察署長にその旨を通知しなければならない。

8 警戒区域の設定

水防上緊急の必要がある場合、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

9 非常事態時の水防作業

(1) 水防作業

市長、水防団長又は消防機関の長は、水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、直ちにその旨を中部土木事務所長等、氾濫のおそれのある方向の隣接地域の水防管理者及びその他水防に関係のある機関に通報するとともに、できる限り被害が拡大しないよう防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

●資料編 資料4-9 水防工法一覧表

(2) 応援

水防のため、緊急の必要があるときは、市長は他の水防管理者又は消防機関の長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できるかぎりその求めに応じなければならない。応援のため派遣された者は、水防についての応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

(3) 警察官の出動

市長は、水防上必要があると認めるときは、沖縄警察署長に対し警察官の出動を求めることができる。

(4) 自衛隊の派遣要請

市長は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、地震・津波編 第2章「第6節 自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。

(5) 決壊等後の措置

堤防等が決壊し、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生した場合においても、市長、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

10 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防活動に従事する者自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防活動に従事する者自身の安全は確保しなければならない。

- (1) 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- (2) 情報を確認するための通信機器を携行する。
- (3) 水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- (4) 水防活動は原則として複数人で行う。
- (5) 直ちに避難できる場所を考えて水防活動を実施する。
- (6) 避難時間の確保が短いと予想される津波に関する予報が発表された場合には、水防活動を中止、又は行わず安全な場所へ避難する。
- (7) 洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配布する。

11 水防解除

市長は、水位が減じ、警戒の必要がなくなったとき又は高潮若しくは津波のおそれなくなったときは、管理区域の水防活動体制を解除し、一般に周知させるとともに、中部土木事務所等にその旨報告するものとする。

また、水防団及び消防団の水防活動体制の解除は、水位が減じて警戒の必要がなくなり、水防管理者が解除の指令をしたときとし、解除後は、人員、資機材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。

12 水防報告

市は、水防活動が終了したときは速やかに次の事項をとりまとめて別記第1号様式及び別記第2号様式により、中部土木事務所長等に報告するものとする。

- 資料編 資料 18-24 水防活動実施状況報告書（別記第1号様式）
資料 18-25 水防活動状況報告書（別記第2号様式）

第12節 消防計画

部署・関係機関	消防対策部
---------	-------

災害時における消防活動は、地震・津波編 第2章「第11節 消防計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第13節 救出計画

部署・関係機関	消防対策部、各関係対策部	自衛隊、沖縄警察署
---------	--------------	-----------

災害時における救出活動は、地震・津波編 第2章「第12節 救出計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第14節 医療救護計画

部署・関係機関	健康福祉対策部、こども対策部、消防対策部、各関係対策部	中部地区 医師会、日本赤十字社沖縄県支部、各関係機関
---------	-----------------------------	-------------------------------

災害時における医療救護は、地震・津波編 第2章「第13節 医療救護計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第15節 交通輸送計画

部署・関係機関	建設対策部、総務対策部、消防対策部	沖縄警察署
---------	-------------------	-------

災害時における交通の確保並びに罹災者、応急対策要員及び応急対策物資、資機材の緊急輸送は、地震・津波編 第2章「第14節 交通輸送計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第16節 治安警備計画

部署・関係機関	市民対策部	沖縄警察署
---------	-------	-------

災害時における住民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持を図るための治安警備活動は、地震・津波編 第2章「第15節 治安警備計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第17節 災害救助法適用計画

部署・関係機関	市民対策部
---------	-------

救助法に基づく被災者の救助は、地震・津波編 第2章「第16節 災害救助法適用計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第18節 給水計画

部署・関係機関	上下水道対策部、消防対策部、各対策部
---------	--------------------

災害のため飲料に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給は、地震・津波編 第2章「第17節 給水計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

過去には、平成30年の台風第24号において、市内で最大約23,900世帯、最長約4日間の大規模停電が発生した。それに伴い、マンション等の高層住宅に住む方などが、水が使えない状況に陥り、食事やトイレ、風呂等に支障をきたす事態が発生し、被災してしまう状況となった。

この対策として、市は、長期的な停電が見込まれる場合は、市民等に対し給水活動を行うものとする。

1 実施場所

- (1) 開設されている台風等避難所
- (2) 配水池
- (3) その他給水が可能な施設

2 実施方法

- (1) 上記施設の水道設備の活用
- (2) 備蓄水の提供

3 実施期間

実施期間は、停電が解消されるまでとする。

4 給水量

地震・津波編 第2章「第17節 給水計画」による。

第19節 食料供給計画

部署・関係機関	市民対策部、経済文化対策部、教育対策部
---------	---------------------

災害時における被災者及び災害応急対策要員に対する食料の供給は、地震・津波編 第2章「第18節 食料供給計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第20節 生活必需品供給計画

部署・関係機関	市民対策部、健康福祉対策部
---------	---------------

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、地震・津波編 第2章「第19節 生活必需品等供給計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第21節 感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画

部署・関係機関	健康福祉対策部、こども対策部、市民対策部
---------	----------------------

災害時における被災地の感染症対策、保健衛生、し尿処理及び食品衛生監視は、地震・津波編 第2章「第20節 感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第22節 行方不明者の搜索、遺体処理及び埋葬計画

部署・関係機関	消防対策部、健康福祉対策部、市民対策部、各対策部 沖縄警察署、中城海上保安部、各関係機関
---------	---

災害により死亡したと推定される者の搜索、死体の処理及び埋葬は、地震・津波編 第2章「第21節 行方不明者の搜索、遺体処理及び埋葬計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第23節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画

部署・関係機関	建設対策部、市民対策部
---------	-------------

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、材木等の障害物の除去及び災害廃棄物処理は、地震・津波編 第2章「第22節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第24節 住宅応急対策計画

部署・関係機関	建設対策部
---------	-------

住宅の応急修理、応急仮設住宅の確保等は、地震・津波編 第2章「第23節 住宅応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第25節 二次災害の防止計画

部署・関係機関	建設対策部	建設業団体
---------	-------	-------

住宅等の応急危険度判定、土砂災害や高潮等の二次災害防止対策は、地震・津波編 第2章「第24節 二次災害の防止計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第26節 教育対策計画

部署・関係機関	教育対策部
---------	-------

災害時における応急教育対策は、地震・津波編 第2章「第25節 教育対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第27節 危険物等災害応急対策計画

部署・関係機関	消防対策部	沖縄警察署、各事業所
---------	-------	------------

危険物等による災害については、地震・津波編 第2章「第26節 危険物等災害応急対策計画」に定める対策を風水害や大規模事故等の特性を踏まえて、関係機関相互の密接な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた迅速かつ的確な災害応急対策を実施するものとする。

第28節 海上災害応急対策計画

部署・関係機関	総務対策部、消防対策部、各関係対策部	中城海上保安部、各関係機関
---------	--------------------	---------------

この計画は、船舶の事故や船舶からの大量の石油類等の危険物が海域へ流出し、海上火災その他の海上災害が発生した場合において、人命及び財産の保護、流出油等の防除及び危険物の特性に応じた消火等の措置を講じる。

1 災害対策連絡調整本部との連携（防災班、警防班）

防除活動を円滑かつ効果的に推進するため、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）に連絡調整本部（以下「調整本部」という。）を設置し、調整本部と災害対策本部及び防災関係機関は緊密な連絡を保ちながら災害対策を遂行する。

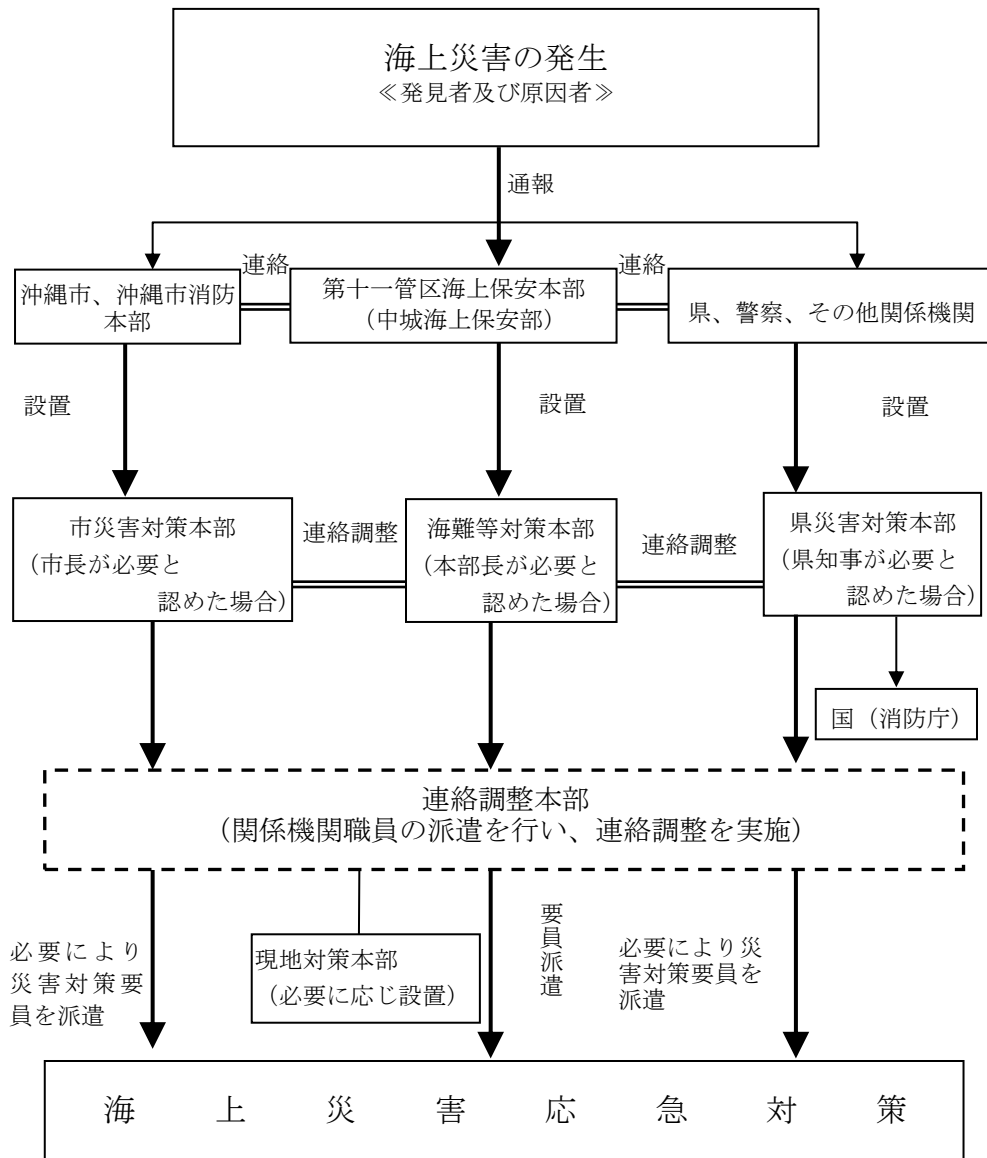
関係機関は、調整本部に防災責任者を派遣し、災害対策の調整を図るものとする。

なお、調整本部の設置時期については、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）に大規模海難対策本部等が設置されたときとする。

2 実施機関

- (1) 第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）
- (2) 沖縄総合事務局
- (3) 沖縄気象台
- (4) 陸上自衛隊第15旅団
- (5) 海上自衛隊沖縄基地隊
- (6) 沖縄県
- (7) 沖縄県警察
- (8) 関係市町村、消防署
- (9) 日本赤十字社沖縄県支部
- (10) 事故関係企業等
- (11) 指定海上防災機関
- (12) その他関係機関及び団体
 - ア 金武中城港海難防止会
 - イ 金武中城港排出油等防除協議会

3 海上災害発生時の通報系統



4 市の実施事項（各関係班）

(1) 防止対策

- ア 沿岸住民に対する災害情報の周知、広報
- イ 沿岸住民に対する警戒区域の設定、火気使用の制限等危険防止のための措置
- ウ 沿岸漂着の可能性のある油及び沿岸漂着油等の防除措置の実施
- エ 死傷病者の救出、援護（搬送、収容）
- オ 沿岸及び地先海面の警戒
- カ 沿岸住民に対する避難の指示及び勧告
- キ 消火作業及び延焼防止作業
- ク その他海上保安官署等の行う応急対策への協力
- ケ 防除資機材及び消火資機材の整備
- コ 事故貯油施設の所有者等に対する海上への石油等流出防止措置の指導
- サ 漂流油等防除に要した経費及び損失補償要求などの資料作成並びに関係者への指導

(2) 災害時の対応

市は、船舶及び臨海施設等の火災に対する消防活動、人命等の救護について、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）と協力して実施する。

また、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）に協力し、密接な連携をとりながら流出危険物の防除について応急措置を講ずる。

(3) 流出油汚染事故対策

対 策 別	実 施 内 容
油 防 除	ア 油汚染事故等に際して、海上保安庁長官（中城海上保安部長）から「排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の除去、その他の海洋汚染を防止するため必要な措置」の要請があった場合は、市が中心となって関係機関、協力団体及びボランティア等に協力を求めて対応する。
漂 着 油 除 去	ア 漂着油の除去作業は、原因者等の防除活動のみでは十分な対応ができない場合、市が中心となって関係機関、協力団体及びボランティア等に協力を求めて対応するものとし、原因者不明の漂着油に関しても同様とする。 イ 応急対策用資機材については、市で確保するほか、不足するものについては協力者に持参するよう求めるとともに、国や県と密接に連携し、適切な技術指導協力を求め、迅速な除去に努めるものとする。

(4) 危険物の漂着物等対策

危険物の漂着物、漂流物については、市と関係防災機関・港湾管理者及び漁港管理者との連絡を密にし、所有者が明確な場合はその所有者に直ちに除去させ、所有者が不明の場合は、関係防災機関・港湾管理者または漁港管理者がこれを除去するものとするが、直ちに除去できない場合には、標識を設置し、船舶運航の安全を図るものとする。市はこれら関係機関への情報提供等について協力する。

(5) 災害復旧・復興対策

区 分	実 施 内 容
海洋環境の汚染防止	がれき等の処理にあたっては、海洋環境への汚染の未然防止または拡大防止のため適切な措置を講ずるものとする。

5 第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）の実施事項

第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）が実施する災害応急対策は次のとおりとする。

(1) 非常体制の確立

- ア 管内を非常配備とする。
- イ 大規模海難等対策本部（現地対策本部：中城海上保安部）を設置する。
- ウ 通信体制を強化し、必要ある場合は非常無線通信に協力、通信の確保に努める。
- エ 巡視船艇・航空機により被害状況調査を実施する。
- オ 一般船舶の動静を把握し、必要ある場合は避難勧告、出入港の制限等の措置をとる。

(2) 警報等の伝達

船舶等に対する警報等の伝達は、次により行うものとする。

伝達状況	措置内容
気象、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたとき。	航行警報、安全通報、標識の掲揚並びに船艇及び航空機による巡回等により直ちに周知するとともに、必要に応じ関係事業者に周知する。
航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき、または船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたとき。	速やかに航行警報または安全通報を行うとともに、必要に応じ水路通報により周知する。
大量の油の流出、放射性物質の放出等により、船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったとき。	航行警報、安全通報並びに船艇及び航空機における巡回等により速やかに周知する。

(3) 情報の収集等

関係機関等と密接な連絡をとるとともに、船艇、航空機等を活用し積極的に情報収集活動を実施するものとする。

災害が予想される状況	発災後
① 在泊船舶の状況（船種別隻数、危険物積載船の荷役状況、旅客船の運航状況等） ② 船舶交通のふくそう状況 ③ 船だまり等の対応状況 ④ 被害が予想される地域の周辺海域における船舶交通の状況 ⑤ 港湾等における避難者の状況 ⑥ 関係機関等の対応状況 ⑦ その他災害応急対策の実施上必要な事項	① 海上及び沿岸部における被害状況 ② 被災地周辺海域における船舶交通の状況 ③ 被災地周辺海域における漂流物等の状況 ④ 船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況 ⑤ 水路、航路標識の異常の有無 ⑥ 港湾等における避難者の状況 ⑦ 関係機関等の対応状況 ⑧ その他災害応急対策の実施上必要な事項

(4) 海難救助等

海難救助等を行うにあたっては、災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て次に掲げる措置を講ずるものとする。

この場合、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するものとするが、必要に応じて民間の協力を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

事故・火災別	活動内容
船舶の海難、人身事故等が発生したとき	速やかに巡視船艇航空機等によりその捜索救助を行う。
船舶火災または海上火災が発生したとき	ア 速やかに巡視船艇等によりその消火を行う。 イ 必要に応じ地方公共団体に協力を要請する。
危険物が排出されたとき	その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じ火災の発生防止、航泊禁止措置または避難勧告を行う。

(5) 緊急輸送

地震・津波編 第2章「第14節 第2款 緊急輸送」に準じて、迅速かつ積極的に実施するものとする。

この場合、輸送能力を強化した災害対応型巡視船艇の活用について配慮するものとし、輸送対象の想定は次のとおりとする。

段階別	段階別	輸送対象
第一段階	避難期	ア 救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資 イ 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資 ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員等 エ 負傷者等の後方医療機関への搬送 オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第二段階	輸送機能確保期	ア 上記（第一段階）の続行 イ 食品、水等生命の維持に必要な物資 ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第三段階	応急復旧期	ア 上記（第二段階）の続行 イ 災害復旧に必要な人員及び物資 ウ 生活必需物資

(6) 物資の無償貸付または譲与

物資の無償貸付若しくは譲与について要請があったときまたはその必要があると認めるときは、「海上災害救助用物品の無償貸付または譲与に関する省令」（昭和30年運輸省令第10号）に基づき、海上災害救助用物品を被災者に対し無償貸付けし、または譲与する。

(7) 関係機関等の災害応急対策の実施に関する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援するものとするほか、次に掲げる支援活動を実施するものとする。この場合、応急医療能力及び宿泊能力を強化した災害対応型巡視船の活用について配慮するものとする。

ア 医療活動場所の提供について要請があったときは、医務室を設備しているヘリコプター搭載型巡視船等をあたらせる。

イ 災害応急対策の従事者の宿泊について要請があったときは、ヘリコプター搭載型巡視船等をあたらせる。

ウ その他の支援活動については、その都度本庁と協議の上決定する。

(8) 流出油等の防除等

船舶または海洋施設その他施設から海上に大量の油等が流出したときは、火災、爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図りながら、防除措置を講ずるものとする。

なお、流出油等に係る防除作業は、流出した油等の種類及び性状、拡散状況、気象・海象の状況その他種々の条件によってその手法が異なるので、流出油等の漂流、拡散及び性状の変化の状況について確実な把握並びに漂流予測に努め、流出油等による影響の評価を踏まえて、状況に応じた適

切な防除方針を速やかに決定するとともに、関係機関と協力して、初動段階において有効な防除勢力の先制集中を図り、もって迅速かつ効率的に流出油等の拡散防止、回収及び処理が実施されるよう留意するものとする。

措置別	措置内容
防除措置を講ずべき者が行う 防除措置を効果的にする措置	ア 巡視船艇等により、流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行うとともに、出動を要請する。 イ 必要に応じ、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第41条の2)に基づき、関係行政機関の長または地方公共団体の長、その他の執行機関に対し、必要な措置を講ずることを要請する。
防除措置を講ずべき者が、流出油等の拡散防止、除去等の措置を講じていないと認められるとき	防除措置を講ずべきことを命ずる。
緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められるとき	ア 巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保及び防除措置の実施について協力を要請する。 イ 必要に応じ、海上災害防止センターに防除措置を依頼する。

(9) 海上交通安全の確保

海上交通の安全や緊急輸送を確保するため、次に掲げる船舶交通の整理・制限・禁止及び船舶への情報提供等の措置を講ずるものとする。

安全確保の必要状況	措置内容
船舶交通のふくそうが予想される海域についての措置	必要に応じ船舶交通の整理、指導を行う。（この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める）
海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、または生じるおそれのあるとき	必要に応じて船舶交通を制限し、または禁止する。
海難船舶または漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、または生ずるおそれがあるとき	速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、または勧告する。
船舶交通の混乱を避けるための措置	災害の概要、港湾岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要なと思われる情報について、無線機等を通じて船舶への情報提供を行う。
水路の水深に異常を生じたとき	ア 必要に応じ検測を行う。 イ 応急標識を設置する等により、水路の安全を確保する。
航路標識が損壊し、または流出したとき	速やかに復旧に努めるほか、必要に応じ応急標識の設置に努める。

(10) 警戒区域の設定

地震・津波編 第2章「第8節 第1款 避難の原則」に基づき、必要に応じて警戒区域を設定する。

人の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、災対法63条第1項及び同条第2項の定めるところにより、警戒区域を設定し、船艇、航空機等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限または禁止の指示を行うものとする。

また、警戒区域を設定したときは、直ちに最寄りの市長にその旨を通知するものとする。

(11) 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ巡視船艇等及び航空機により次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ア 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- イ 警戒区域または重要施設の周辺海域において警戒を行う。

(12) 危険物の保安措置

危険物の保安については、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ア 危険物積載船舶については、必要に応じ移動を命じ、または航行及び停泊の制限若しくは禁止を行う。
- イ 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。
- ウ 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

(13) 非常措置

沿岸海域において排出された大量の特定油等により海岸が著しく汚染され海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、人の健康を害し、財産に重大な損害を与えるおそれがある場合において、緊急にこれらの障害を防止するため排出油の防除措置を講ずる必要があるときは、油が積載されていた船舶の破壊、油の焼却、現場付近海域にある財産の処分等の応急非常措置をとるものとする。

第29節 在港船舶対策計画

部署・関係機関	経済文化対策部	沖縄警察署、中城海上保安部、各関係機関
---------	---------	---------------------

災害時の在港船舶の安全確保は、地震・津波編 第2章「第27節 在港船舶対策計画」に定める対策を基本に、高潮や海上警報等の状況を踏まえて実施する。

第30節 労務供給計画

部署・関係機関	総務対策部
---------	-------

災害時における労務者及び職員等の確保は、地震・津波編 第2章「第28節 労務供給計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第31節 民間団体の活用計画

部署・関係機関	各関係対策部
---------	--------

災害時における民間団体の編成及び活動は、地震・津波編 第2章「第29節 民間団体の活用計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第32節 ボランティア受入計画

部署・関係機関	健康福祉対策部、各関係対策部	市社会福祉協議会
---------	----------------	----------

災害ボランティアの募集、受入れ等は、地震・津波編 第2章「第30節 ボランティア受入計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第33節 公共土木等施設応急対策計画

部署・関係機関	建設対策部、経済文化対策部
---------	---------------

災害時における道路及び港湾・漁港施設の応急対策は、地震・津波編 第2章「第31節 公共土木施設応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第34節 航空事故対策計画

部署・関係機関	消防対策部、総務対策部、企画対策部、各関係対策部	沖縄警察署、各関係機関
---------	--------------------------	-------------

この計画は、市及び市周辺での航空機事故を対象とし、速やかな救助・応援等の対策活動を実施することにより、災害を最小限に止めることを目的とする。特に、米軍基地に隣接する市として、航空事故が発生した場合に備え、その対策を示す。

1 航空事故が発生した場合

航空事故が発生した場合には、米軍及び自衛隊の航空機事故連絡協議会（関係機関：別表のとおり）が定める「米軍及び自衛隊の航空機事故にかかる緊急措置要領」（以下「緊急措置要領」という。）により、主務機関によって、負傷者の救援、現場対策、財産被災者救援が実施されるため、市は主務機関への援助協力機関としての役割を担う。（下表参照）

(1) 米軍機事故被害者救急救助等任務分担区分表

任務内容		機関						
		県	沖縄市	警察	消防	海保	防衛局	自衛隊
搜索活動	搭乗員、乗客、被害者等の搜索		○	◎	○	◎	○	○
消防救助活動	負傷者応急手当	○	○	○	◎	◎	○	○
	負傷者救助活動（救急班編成を含む）	○	○	○	◎	◎	○	○
	救急病院の引受確認	○	○	○	◎		○	
	より適切な病院への移送	○	○		○		◎	○
	消防活動	○	○	○	◎	◎	○	○

任務内容		機関						
		県	沖縄市	警察	消防	海保	防衛局	自衛隊
現場対策	現場の交通整理	○	○	◎	○	◎		
	財産保護または警備	○	○	◎	○	◎	○	
	現場保存			◎	○	◎	○	
	現場連絡所の設置	○	○	○	○	○	◎	
その他	住居被害者への仮住居あつせん提供	○	○				◎	
	住居被害者への生活必需品支給	○	○				◎	
	住民に対する広報	○	◎					

- (注1) ◎印は主務機関を示す。
- (注2) ○印は主務機関への援助協力機関を示す。
- (注3) 海保の欄は、海上において航空機事故が発生した場合を示す。
- (注4) 航空機事故等発生の場合の米軍の緊急活動については、在日米軍司令部と防衛施設庁（当時）との間の緊急救助体制に関する合意に基づいて行われるものとする。

(2) 自衛隊機事故被害者救急救助等任務分担区分表

任務内容		機関						
		県	沖縄市	警察	消防	海保	防衛局	自衛隊
捜索活動	搭乗員、乗客、被害者等の捜索		○	◎	○	◎		○
消防救助活動	負傷者応急手当	○	○	○	◎	◎	○	○
	負傷者救助活動（救急班編成を含む）	○	○	○	◎	◎		○
	救急病院の引受確認	○	○	○	◎		○	○
	より適切な病院への移送	○	○		○			◎
	消防活動	○	○	○	◎	◎	○	○
現場対策	現場の交通整理	○	○	◎	○	◎		○
	財産保護または警備	○	○	◎	○	◎		○
	現場保存			◎	○	◎		○
	現場連絡所の設置	○	○	○	○	○	○	◎
その他	住居被害者への仮住居あつせん提供	○	○				○	◎
	住居被害者への生活必需品支給	○	○				○	◎
	住民に対する広報	○	◎					

- (注1) ◎印は主務機関を示す。
- (注2) ○印は主務機関への援助協力機関を示す。
- (注3) 海保の欄は、海上において航空機事故が発生した場合を示す。

(3) 緊急措置要領

ア 緊急通報の内容等

連絡責任者は、航空事故を知ったときは、直ちに関係機関に通報するものとする。
次に掲げる事項について判明の都度行うものとする。

●資料編 資料 17-3 米軍及び自衛隊の航空機事故にかかる緊急措置要領

- (ア) 事故の種類（墜落、不時着、器物落下等）
- (イ) 事故発生の日時、場所
- (ウ) 事故機の種別、乗員数、積載燃料量の種類、量及び爆発物もしくは危険物積載の有無
- (エ) 事故現場の状況
- (オ) 被害の状況
- (カ) その他必要事項

イ 現地連絡所の設置

- (ア) 航空事故等が発生した場合、関係機関が事故の規模、態様により「現地連絡所等」を設置したときは、相互に緊密な連絡に努める。
- (イ) 米軍機事故の場合は沖縄防衛局が、自衛隊機の場合は自衛隊が設置する現地連絡所が、事故に関する情報交換及び被災者救援に関する連絡等の円滑化に努める。
この場合において、他の関係機関は可能な限りこれに協力する。

米軍及び自衛隊の航空機事故連絡協議会関係機関

区 分	関 係 機 関
県	沖縄県
市町村	名護市 うるま市 沖縄市 宜野湾市 浦添市 那覇市 糸満市 豊見城市 南城市 金武町 嘉手納町 北谷町 西原町 与那原町 八重瀬町 南風原町 与那国町 久米島町 国頭村 東村 宜野座村 恩納村 読谷村 北中城村 中城村 伊平屋村 渡名喜村 伊江村 渡嘉敷村 座間味村 北大東村
消 防	国頭地区行政事務組合消防本部 名護市消防本部 金武地区消防衛生組合消防本部 うるま市消防本部 沖縄市消防本部 比謝川行政事務組合ニライ消防本部 中城北中城消防本部 宜野湾市消防本部 浦添市消防本部 那覇市消防局 豊見城市消防本部 糸満市消防本部 東部消防組合消防本部 島尻消防組合消防本部
警 察	沖縄県警察本部
海 保	第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）
米 軍	第 18 航空団 在沖米海兵隊 在沖米艦隊活動司令部
自衛隊	陸上自衛隊第 15 旅団 海上自衛隊第 5 航空群 航空自衛隊第 83 航空隊
内閣官房	沖縄危機管理官
防衛省	沖縄防衛局

2 市の組織体制（防災班、基地対策班）

(1) 災害対策本部の設置

市内及び市周辺への航空機の墜落及び市内へ航空機からの落下物による事故等の第一報が市に入った時点で、「災害対策本部」を設置し配備体制について検討する。

市周辺への航空機からの落下物による事故等であって、市内に直接の被害がない事故等については、航空事故等対応班（緊急対応班に企画部基地政策班が加わる。）の組織化により情報収集活動をする。

(2) 航空事故等対応班の組織と活動

航空事故等対応班長は基地政策課長をもって充てる。

緊急対応班の動員は防災課が行い航空事故等対応班のみでは対応できない場合には、別に課を指定し、航空事故等対応班に組み入れる。

3 情報連絡体制

(1) 事故の際の通報経路

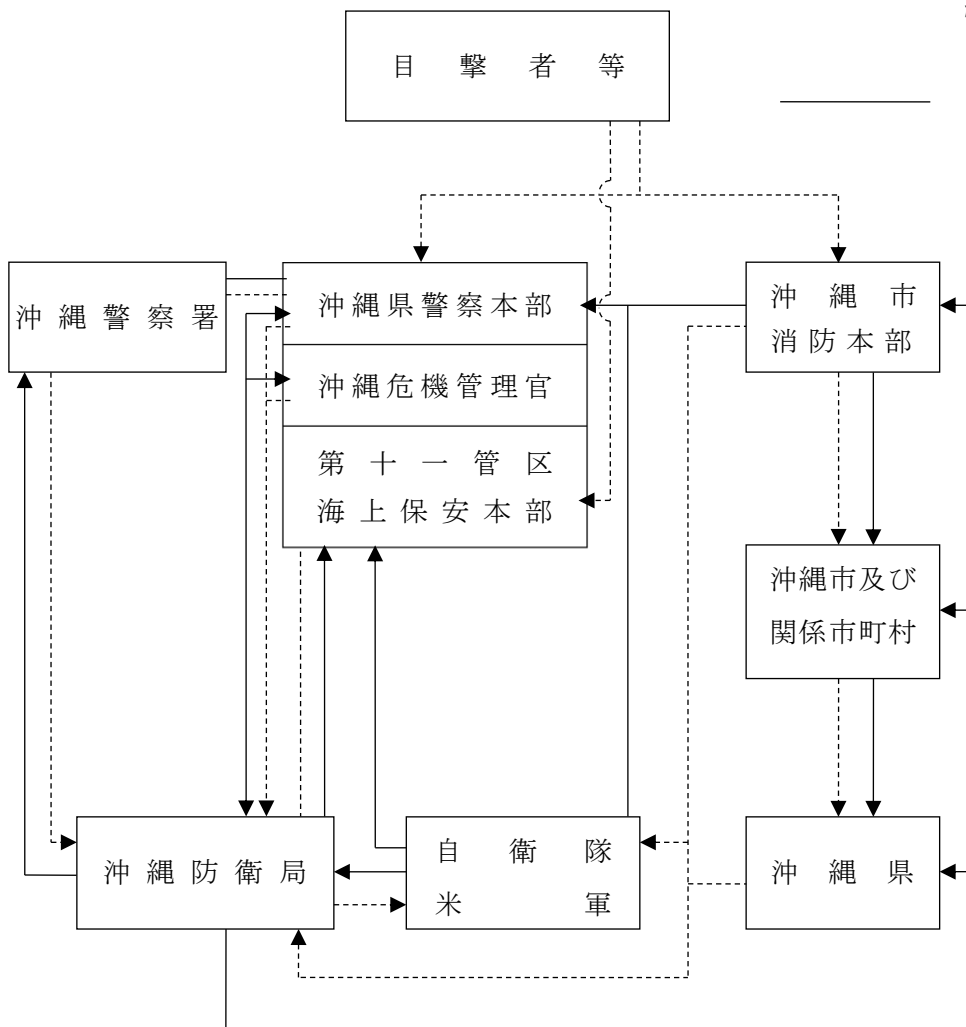
米軍または自衛隊の航空事故等による場合の通報経路は次のとおりである。

〔米軍・自衛隊航空事故等に係る通報経路図〕

凡 例

地元からの通報
経 路

自衛隊または米軍
からの通報経路



4 災害対策本部応急対策活動（各関係班）

(1) 対応活動

ア 市職員を沖縄防衛局または米軍及び自衛隊の航空機事故にかかる緊急措置要綱による現場連絡所に派遣して情報収集にあたる。また、必要に応じて、沖縄警察署、消防本部にも職員を派遣して情報収集にあたる。

イ その他の活動

- (ア) マスコミ対応
- (イ) 現地確認と可能な限りの写真撮影
- (ウ) 沖縄県との緊密な連絡
- (エ) テレビ報道の録画及び新聞等の切り抜きなど、事故等に関する記録

ウ 市周辺に航空機からの落下物による事故等があった場合、次の対応活動を実施する。

- (ア) 航空事故等対応班による、関係機関からの情報収集

(2) 住民対応活動

ア 必要に応じ、住民に対する広報活動を実施する。

イ 市内に航空機が墜落した場合には、必要に応じ災害現場から安全な距離を置いた場所に速やかに避難所を開設する。

ウ 被害の拡大により市内の避難所だけでは対応できない場合には、近隣市町村に住民の一時避難のための施設の提供を求める。

エ 市は、住民に対する避難勧告等を発令した場合には、地震・津波編 第2章「第8節 避難計画」に準じた方法により住民の避難誘導にあたる。

(3) ライフライン関係機関との連絡

ライフライン関係の各機関と災害の状況、復旧の状況等相互に密接な情報連絡を取り、市民生活の早期の復興に努める。

(4) 消防団活動

航空機の墜落により市内に住宅火災等が発生した場合には、消火救助活動にあたるとともに消防署隊の後方支援にあたる。

第35節 ライフライン等施設応急対策計画

<p>部署・関係機関</p>	<p>総務対策部、建設対策部、上下水道対策部、経済文化対策部、消防対策部、各関係対策部</p> <p>沖縄電力(株)うるま支店、液化石油ガス事業所、電気通信事業者</p>
----------------	---

災害時の電力、ガス、上下水道、通信等の施設の応急対策は、地震・津波編 第2章「第32節 ライフライン等施設応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

電力施設の被害による大規模な停電時の給水は、風水害等編 第2章「第18節 給水計画」に基づき実施する。

第36節 農林水産物応急対策計画

部署・関係機関	経済文化対策部
---------	---------

災害時における農産物、林産物、水産物及び家畜の応急対策は、地震・津波編 第2章「第33節 農林水産物応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第37節 米軍との相互応援計画

部署・関係機関	総務対策部、消防対策部
---------	-------------

風水害等における在沖米軍との災害協力は、地震・津波編 第2章「第34節 米軍との相互応援計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第38節 道路事故災害応急対策計画

部署・関係機関	総務対策部、建設対策部、消防対策部
---------	-------------------

1 計画内容（防災班、道路班、消防班）

(1) 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

ア 多重衝突や道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、道路管理者は、速やかに関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

イ 市は、人的被害状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性を連絡する。

(2) 応急活動及び活動体制の確立

道路管理者は、発生後、速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講ずるものとする。

(3) 救助・応急、医療及び消火活動

ア 国道、県道等の道路管理者は市等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。

イ 市は、救助・救急活動を行うほか、被災状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。

ウ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、市は、必要に応じ民間からの協力等により、必要な資材を確保して効率的な活動を行う。

(4) 道路、橋梁等の応急措置

ア 道路管理者は、道路、橋梁、トンネル等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的にその被害状況に応じて排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去、仮橋

の設置等の応急工事により一応の交通の確保を図る。

イ 道路管理者及び上下水道・電気・電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所有する者に直ちに応急措置を講ずるよう通報する。

ウ 道路管理者は、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。

エ 県警察本部は、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設点検を行う等必要な措置を講ずる。

(5) その他

ア 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

イ 再発防止対策

道路管理者は、原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

第39節 林野火災対策計画

部署・関係機関	消防対策部、経済文化対策部
---------	---------------

市は、林野火災が発生した場合、広範囲の林野の焼失防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

- (1) 林野火災が発生した場合は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等を収集し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 直ちに現場に出動し、消火用資機材を活用して消防活動を行う。
- (3) 火災現場の偵察又は空中消火活動の必要があると認められるときは、県を通じて、速やかに空中消火用ヘリコプターの出動を要請するとともに、水利等の確保を行う。
- (4) 火災の規模が大きく市で対応できないときは、「沖縄県消防広域応援協定」に基づき、近隣市町村等に応援を要請する。
- (5) 火災の規模、被害状況等から自衛隊の派遣要請が必要と判断した場合は、速やかに県に対して、災害派遣要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの臨時場外離発着場の確保及び化学消火薬剤等資機材の準備を行う。
- (6) 負傷者が発生した場合は、地元医療機関等で医療救護班を組織し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送するとともに、被害状況の把握に努める。
- (7) 必要に応じて、警察、自主防災組織等の協力を得て、火災現場及びその周辺の住民等の避難誘導を行う。

第40節 り災証明の発行

部署・関係機関	市民対策部、消防対策部
---------	-------------

災害時のり災証明の発行については、地震・津波編 第2章「第35節 り災証明の発行」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第3章 災害復旧・復興計画（風水害等編）

第1節 公共施設災害復旧計画

部署・関係機関	建設対策部、各関係対策部
---------	--------------

公共施設の災害復旧対策は、地震・津波編 第3章「第1節 公共施設災害復旧計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第2節 被災者生活への支援計画

部署・関係機関	総務対策部、市民対策部、建設対策部、各関係対策部
---------	--------------------------

被災者の災害相談、住宅復旧、融資、見舞金等の支給、税の減免、職業斡旋等は、地震・津波編 第3章「第2節 被災者生活への支援計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第3節 中小企業者等への支援計画

部署・関係機関	経済文化対策部
---------	---------

災害時の被災農林漁業者、被災中小企業者に対する融資対策は、地震・津波編 第3章「第3節 中小企業者等への支援計画」に定める対策のほか、風水害等の被害特性を踏まえるものとする。

特に、台風被害では、さとうきび等の農作物被害が顕著になりやすいことを踏まえて復旧を促進するものとする。

第4節 復興の基本方針

部署・関係機関	建設対策部、市民対策部、各関係対策部
---------	--------------------

復興計画やまちづくりは、地震・津波編 第3章「第4節 復興の基本方針」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。